

第2次杵築市総合計画 後期基本計画

人・自然・文化が調和した
安心・安全で活力あふれるまち



杵築市章

杵築市民憲章

杵築市は、豊かな海守江湾、悠久の流れ八坂川、雲を誘う雲ヶ岳・横岳等の自然環境に恵まれ、歴史と伝統、文化、産業を育み、多彩な人材を輩出してきたまちです。

私たちは、その先人たちの努力と知恵を受け継ぎ、さらなる発展を目指し、新しいまちづくりを進めることを誓い、ここに市民憲章「いいきつき」を定めます。

い いひと・いい環境づくりに励み、うるおいと活力のある豊かなまちを築きます。

い きがいと希望にあふれ、健康で明るく、安心・安全な住みよいまちを築きます。

き ょうどの自然を愛し、海・緑・水を大切にし、美しいまちを築きます。

つ ねに学び、歴史と伝統を継承し、新しい文化を創造する夢のもてるまちを築きます。

き んろうを尊び、スポーツ・芸術に親しみ、いつまでも若さの保てるまちを築きます。

平成23年4月1日施行



市の木・豊後梅



市の花・エビネ

本市では「第2次杵築市総合計画」を平成29年3月に策定し、地域資源や特性を活かしながら、人口減少・少子高齢化への対応、防災・減災に向けた安心・安全対策、子育てしやすい環境づくりなど、市民と行政の協働により全力で取り組んでまいりました。

前期基本計画では、各分野で着実な成果が現れつつも、一方では、急速な少子高齢化等行政を取り巻く社会情勢の変化に伴い、様々な分野において対処すべき課題も見えてきました。この度、前期基本計画の取り組みに対して、事業の検証・評価を行い、今後5年間の指針となる「第2次杵築市総合計画後期計画」を策定しました。

後期基本計画においても「人・自然・文化が調和した安心・安全で活力あふれるまち」を将来像に、「人・自然・文化」という大切な資源を次の世代にも引き継ぐため、市民が健康で、活力にあふれ、安心して暮らすことができる「これからも、ずっと住み続けたい」と思えるまちを目指してまいります。

市民の皆様の一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議いただきました総合計画審議会委員、ご協力いただきました市議会議員並びに関係各位に対しまして心からお礼申し上げます。

令和2年4月

杵築市長 永松 悟



目次

基本構想

後期基本計画について	・・・	1
1. 策定の趣旨・目的		
2. 総合計画の構成と期間		
3. 時代の潮流		
(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来		
(2) 多様な価値観の中における地域コミュニティでの融合		
(3) 安心・安全意識の高まり		
(4) 地域の特性を活かした環境の変化への対応		
(5) 市民参画・協働意識の高まり		
(6) 行政課題の広域化・多様化		
(7) 人口問題と移住・定住者にとって魅力的なまちづくり		
(8) 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり		
(9) 生きる力を育むための教育環境の充実		
4. 総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係性		

基本計画

基本計画の体系	・・・	9
6つの柱の基本方針	・・・	10
1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり	・・・	13
1-1 予防に重点を置いた健康づくりの推進		
1-2 保健・医療・福祉のネットワーク化		
1-3 地域共生社会の実現		
1-4 防災対策の充実		
1-5 交通安全対策の推進		
1-6 防犯体制の確立		
2. 地域の活力を生むまちづくり	・・・	30
2-1 移住・定住の促進		
2-2 消費者志向の農林水産業の振興		
2-3 商工業の振興		
2-4 集客・観光の振興		
2-5 雇用対策の充実		
3. 豊かな自然と文化を大切にするまちづくり	・・・	46
3-1 土地利用と景観保全の調和		
3-2 歴史・文化遺産の保存と活用		
3-3 環境問題への対策		

4. ひとが育ち、輝くまちづくり	・・・ 52
4-1 子育て支援の充実	
4-2 幼児・学校教育の充実	
4-3 社会教育の充実と生涯学習のまちづくり	
4-4 スポーツの振興	
4-5 人権が尊重されるまちづくり	
5. ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり	・・・ 68
5-1 道路網の維持	
5-2 地域生活をささえる公共交通の充実	
5-3 上・下水対策の充実	
5-4 情報基盤の充実	
6. コミュニティの発展をささえるまちづくり	・・・ 80
6-1 コミュニティ協働の推進	
6-2 空き家対策の充実	
6-3 市民交流・都市間交流・国際交流の推進	
参考資料	・・・ 87



お城まつり



エビネマラソン



どぶろくまつり

基本構想

(平成 29 (2017) 年 4 月策定、一部追加、改正)

後期基本計画について

1. 策定の趣旨・目的

平成 29（2017）年 4 月に策定した「第 2 次杵築市総合計画」に基づき、その将来像である「人・自然・文化が調和した安心・安全で活力あふれるまち」の実現に向け、さまざまな施策を展開し、まちづくりを進めてきました。

この間、人口減少や少子高齢化、都市圏への人口流出と本市を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、前期基本計画の計画期間（3 年）が令和元（2019）年度をもって終了することから後期基本計画を策定しました。

この計画は、前期基本計画における施策の評価・検証を実施し、基本構想に掲げた「将来像」の実現に向け、市民が将来にわたり安心して住み続けたいと思えるまちづくりの取り組みを進め、地域が守り続けてきた資源を生かしながら、市民と協働して特色と活力のあるまちづくりを総合的に進めます。

2. 総合計画の構成と期間

（1）構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。それぞれの概要と期間は、次のとおりです。

①基本構想

長期的な視点に立ち、本市のまちづくりの基本理念や目指すべき将来像など、市政の長期的ビジョンを示すものです。

②基本計画

基本構想を実現するために必要とされる各政策分野の施策の方向性について示すものです。

③実施計画

基本計画を進めるにあたって必要となる具体的な事業について示すものです。

（2）期間

①基本構想

8 年間（平成 29（2017）年度～令和 6（2024）年度）

②基本計画

前期 3 年間（平成 29（2017）年度～令和元（2019）年度）

後期 5 年間（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

③実施計画

3 年計画とし、毎年見直す

H29 年度 (2017 年度)	H30 年度 (2018 年度)	R1 年度 (2019 年度)	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)
基本構想 平成 29 (2017) 年度～令和 6 (2024) 年度							
前期基本計画 平成 29 (2017) 年度 ～令和元 (2019) 年度			後期基本計画 令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度				
実施計画 (計画期間 3 年、毎年度見直し)							



着物で城下町散策

3. 時代の潮流

(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

我が国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,809 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 5（2023）年には 1 億 2,000 万人になると見込まれています。本市においても、平成 22（2010）年の 32,083 人（国勢調査数値）の人口が、令和 2（2020）年に 28,297 人、令和 22（2040）年に 21,033 人、令和 42（2060）年には 14,637 人まで減少するとされています。また、15 歳から 49 歳までの女性人口の減少とともに出生数が減少し、少子高齢化が一層進行する超高齢社会に向かっており、こうした人口減少や少子高齢化は、人口増加を前提とした今日の社会システムに大きな影響を与えています。

人口減少は、労働力の減少や地域活力の低下、内需を縮小させ、さらなる国内経済の空洞化を招きかねません。また、高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等社会の様々な面で影響が懸念されます。一方で、女性や高齢者といった潜在労働力の活用は、労働生産性を向上させるなど、持続的な成長の一助となることが考えられます。

少子化は、1 人の子どもに要する時間や費用、教育環境等が充実しやすくなるという側面もありますが、生産年齢人口比率は、長期的に低下し、労働力不足や、経済の縮小を招きかねません。また、増加傾向にあるひとり親世帯や貧困の連鎖などの問題が顕在化しています。このような少子化に歯止めをかけるため、子育てと仕事を両立できる環境を整えていくことが急務です。

本市においても、平成 17（2005）年の合併時においては年間 250～260 人ほどの出生数でしたが、平成 30（2018）年度は 185 人まで減少し年間 200 人を割り込むような状況になっています。児童数が減少している現状の中、保育園・こども園への入所のニーズの高まりに合わせて幼稚園からこども園への移行が進んでおり、利用しやすい状況になっています。しかし、その一方で、保育士が確保できないことによる待機児童の発生も懸念されています。

今後は、保育園・こども園と共同しての保育士の確保、子育て中の保護者の経済的な負担軽減の取り組み、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行うことにより、様々な家族構成の方々が安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、県と連携して「子育て満足度日本一」の実現を目指します。

また、本市の高齢化率は、平成 22（2010）年は 31.6%、令和 2（2020）年は 37.6%、令和 22（2040）年は 43.8%、令和 42（2060）年には 48.1%まで上昇することが予測されています。そのうち 75 歳以上の割合については、平成 22（2010）年は 18.6%、令和 2（2020）年は 20.8%、令和 22（2040）年は 27.9%、令和 42（2060）年には 33.8%になります。

急速に進展する高齢化に対応するため、いつまでも働き続けることを可能とし、それにより生きがいを感じ、また、経済的な豊かさを生み、さらには、将来の社会保障負担を軽減することを、本市の高齢化対策の大きな 1 つの柱として推進していきます。そのため、地域に根付いた特産品の開発、協働組織の確立、集荷の仕組みの構築、および直売所などの販売機会の確保などを通じて、「生涯生産者のまちづくり」の仕組みの構築を進めます。

(2) 多様な価値観の中における地域コミュニティでの融合

経済社会の発展、成熟社会の到来とともに、人々の価値観は、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」をより大切にする方向へ変化しているほか、個人的な趣味、嗜好をはじめ、結婚、子育て・教育、住まい、就労形態、老後等、人々の意識は、生活全般において多様化が進んでいます。平成30(2018)年6月に実施された国の「国民生活に関する世論調査」においても、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた人の割合が61.4%を占め、特に趣味、嗜好の割合が増加しています。

少子化や核家族化など、社会の変化と価値観の多様化を背景とし、従来型の地域コミュニティの衰退が懸念される一方で、中・高年層を中心に社会貢献活動への参加意欲は高まっていることから、「こころの豊かさ」や「生活の質の向上」を実感できる社会を構築していくとともに、個人の主体的な活動が尊重される社会の実現が求められます。

本市においては、心を豊かにしてくれる自然豊かな海や山があり、また、それらが育む海の幸や山の幸が日々手頃に楽しめます。また、地縁団体や地域団体の活動等が盛んで、人と人、心と心のかかわりを頻繁に感じることができます。これらは、経済的な豊かさ以上に心の豊かさやゆとりに繋がっており、多様な価値観をお互いに認め合いながら、調和のとれた本市の豊かさとして感じられるような取り組みを進めていきます。

(3) 安心・安全意識の高まり

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震は、被災地をはじめ、我が国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでも変える大きな衝撃を与えました。また局地的な集中豪雨の発生は、各地に大きな被害をもたらしています。こうした大規模地震や津波による被害、集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫等の発生を契機に、人々の防災に対する意識は急速に高まっています。

さらには、高齢者や子どもが被害者となる凶悪犯罪や振り込め詐欺、インターネット犯罪、食の安全をゆるがす事件等も発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増大している中、日常生活の様々な面で安心・安全の確保が強く求められます。

本市においても、平成26(2014)年4月に危機管理課を新設し、防災対策の環境を整えました。避難訓練や地域への啓発活動を通して、市民が安心・安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。また、平成27(2015)年4月に消費生活センターを商工観光課内に設置し、市民からの相談窓口を設けました。巧妙化・多様化する犯罪被害にあった際の相談対応はもとより、被害にあわないよう日頃から啓発活動を進めていきます。

(4) 地域の特性を活かした環境の変化への対応

日本の経済は、グローバル化により経済活動の機会が拡大する一方で、地域間・国際間の競争は激化しており、競争力の向上と経営効率化を背景に、労働環境において非正規雇用が増加するなど、雇用形態の多様化による賃金格差の拡大が社会問題になっています。また、企業誘致を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いています。一方で起業・創業へのニーズは高まっており、新たなビジネスや雇用の場の創出が期待されています。

今後は、産学官民の連携を産業分野全般において推進することで、安定した農業の振興やインバウンド観光等の推進に取り組み、地域間・国際間の競争に対抗することができる産業の高付加価値化を図ることが重要になります。

本市においても、近年、外国人観光客が城下町に多く訪れ着物に着替えて日本らしさを体験したり、山香・大田地域の里山やトレッキングコースを楽しむ方が増えています。また、市内全域に多くの国指定の重要文化財・史跡等が点在しており、それを繋いでいくことで自然と歴史を同時に感じるができます。さらに、平成27(2015)年12月に杵築市ブランド推進協議会を組成し、首都圏マーケットでも競争できる地域ブランドとして「きつきのきづき」を立ち上げて、販路開拓を進めています。合わせて、市内の農産品や加工品生産者のレベルアップも進めています。「杵築にしかない。杵築でしか出来ない。」見る・感じる・食べるなどの体験を国内外に向けて広くアピールすることで、地域特有のブランドを確立させて地域の活性化を進めていきます。

(5) 市民参画・協働意識の高まり

行政への市民参画や市民と行政の協働の重要性が高まっている中で、協働でよりよい社会サービスの提供を図る考え方も広まっており、市民と行政が一体となった地域課題の解決に向けての取り組みが重要になります。

地域の実態を把握し、課題解決への可能性を探る取り組みが必要となる中で、住民自治協議会を核とした市民、地域住民団体や市民活動団体など多様な主体を地域づくりの担い手と位置付け、情報共有による広範にわたる市民参画・協働によるまちづくりが不可欠となっています。

また、近年では、家庭や地域コミュニティの機能低下が指摘されることも多く、助け合いながら共に暮らしていく互助や共助の重要性が高まっており、国や地方自治体において家族や地域の絆を再生・活性化する取り組みも盛んになってきています。特に、東日本大震災や熊本地震により、人や地域の絆に対する重要性がさらに高まっており、市民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められます。

本市においても地域コミュニティの機能強化を進めています。市内に13ある住民自治協議会を核にして小規模多機能自治を実践し、協働のまちづくりによる地域の課題解決に向けた取り組みを進めています。市民と行政が一体となって地域の課題を解決し、地域が元気になることで市全体の活性化につなげていきます。

(6) 行政課題の広域化・多様化

生産年齢（15～64歳）人口の減少による税収入の減少、高齢化による社会保障費の増加、公共施設等の老朽化に伴う維持更新費等により、厳しい財政状況が続く中、限られた財源で、市民にとって真に必要な施策・事業を選択し、集中させること等による持続可能な財政運営が求められます。また、行政改革を継続的に推進するとともに、機能集約や広域連携を視野に入れた行政体制の構築が必要になります。

人口減少が確実に進行することが明らかになる中、「医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどのように維持していくのか。道路や橋りょう、上下水道施設や公共施設（建築物）といったインフラをどのように維持、補修していくのか。地域の産業や雇用をどのように創出していくのか。」などの多岐にわたる課題の解決に向けて、長期的な視点で取り組みを進めていきます。

(7) 人口問題と移住・定住者にとって魅力的なまちづくり

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27（2015）年30,434人（国勢調査数値は30,185人）であった本市の人口は、45年後の令和42（2060）年には約52%減の14,637人になるとされています。市内でも中心部以外の場所では、さらに激しい割合の減少が見込まれており、地域社会の存続危機が懸念されます。そのため、後継者を育成することによる地場産業の活性化により、地域が元気になることで子どもを産み育てやすい地域づくりを進めます。また、本市の自然環境やコミュニティ、町並みを好きになってくれるUIJターン希望者を広く受け入れるとともに、就農を目指す方など、本市で新しく生活を築き上げようとするチャレンジ人材を広く支援します。単に行政が窓口として移住者の呼び込みを行うのではなく、実際に居住することとなる地域と連携することで、移住者一人ひとりをサポートし活躍ができる環境を整えて「杵築市に来て良かった」と思える魅力的なまちづくりを推進します。さらに、本市を好きになり、「いつかは住んでみたい」と思う方や「これからも関わっていきたい」という「きつきファン」を広げていくための活動を進めていきます。

(8) 安心して暮らすことができる福祉のまちづくり

核家族化やひとり親世帯の増加などにより地域コミュニティの希薄化が進んでおり、一人暮らしの高齢者や障がい者など、支援・見守りが必要な人を地域で支えていく機能が低下しています。そのような中で、市民一人ひとりが抱えている福祉課題への対応に努め、子どもから高齢者までのすべての市民が健康的に安心して暮らしていける社会を形成していくことが求められています。

誰もがいたわり、助け合う心を共有し、支援を必要とする人たちを地域全体で支えていく体制を確立していくとともに、保健・医療・福祉面における公的サービスの充実を図り、不安や悩みがなく安心して子育てができる環境や高齢者や障がい者が生きがいを持って暮らせる社会の構築が求められています。

本市においても実施している地域ケア会議により、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう支援体制を構築し、介護予防を含む社会保障費の抑制に取り組んでいます。

市民一人ひとりが健康意識の高揚を図りながら健康の維持増進に取り組める環境づくりを進め、誰もがやさしさを持っていきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。

(9) 生きる力を育むための教育環境の充実

目まぐるしく変化する社会情勢のもと、次代を担う子どもたちには主体性や協調性だけではなく、変化に柔軟に対応できる「生きる力」が求められています。

本市においても、平成25(2013)年4月に県下で初めて教育立市を宣言しました。まちづくりの柱の一つに教育を据え、教育が果たすべき役割を自覚し、その振興に向けて、市民総意のもとで協働して取り組むことを目的としています。子どもたちが未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に担い、健やかな心と身体を育む教育を推進していきます。

4. 総合計画と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係性

「第2期杵築市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「100年住みたくなるめぐりめぐる循環型のまちづくり」を基本理念に、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標のもと、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すべく、さまざまな施策を盛り込み、令和2(2020)年度に策定しました。

総合戦略は、本市のまちづくりの指針である「第2次杵築市総合計画後期基本計画」の6つの柱の基本方針との整合性を図り、その方針の基軸となる各施策から人口減少の克服と地域創生に関連する施策を集中的・重点的に推進する計画と位置づけます。

5. 総合計画と「行財政改革大綱」の関係性

本市の目指すべきまちづくりを示した「杵築市総合計画」を着実に推進するため、施策や組織体制のあり方、財政健全化への取組を示す指針として行財政改革大綱を策定してきました。

本市の財政状況は、経常収支比率の悪化が顕著となるなど厳しい状況にあり、将来にわたって持続可能な財政運営の構築が喫緊の課題となっています。

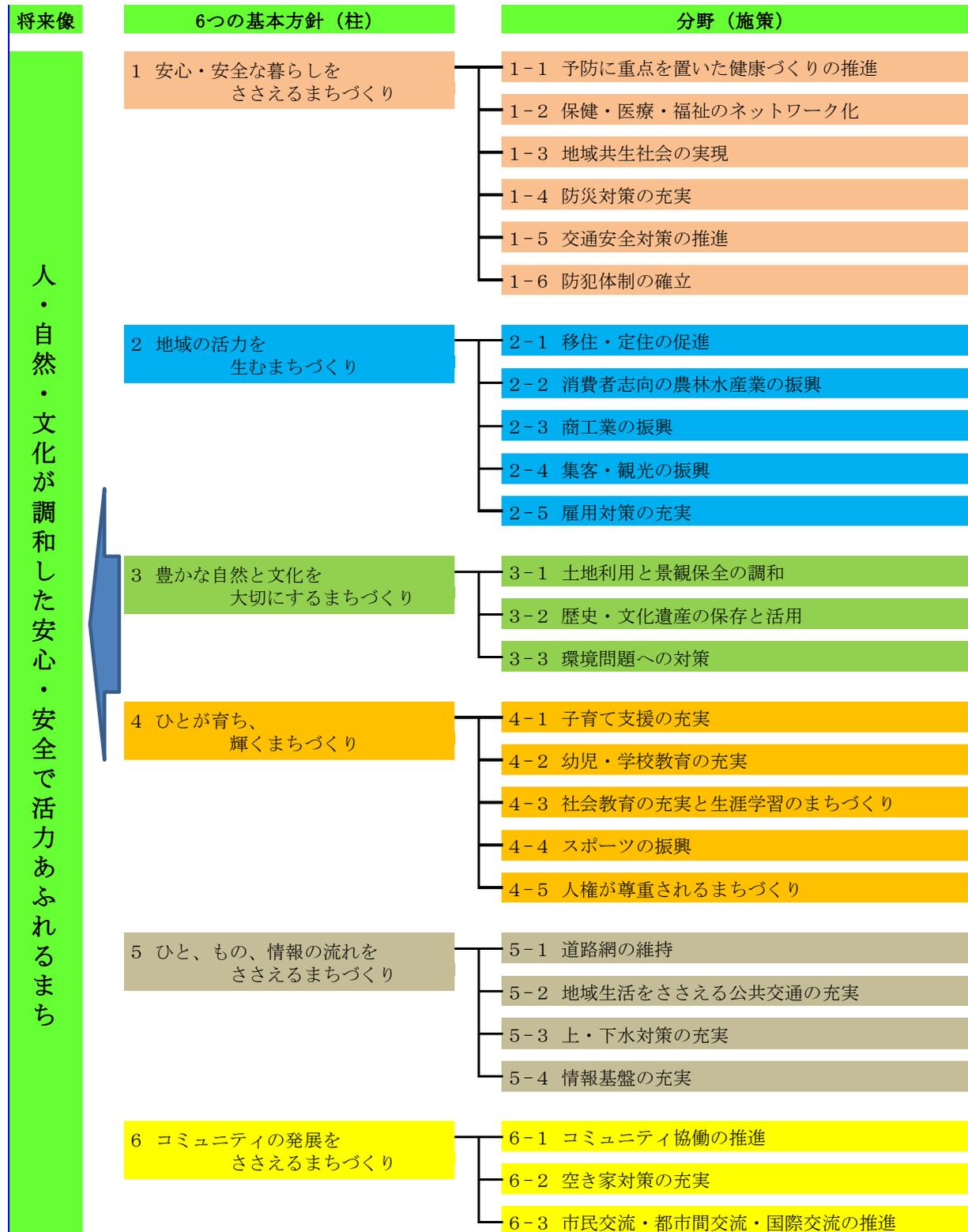
「第2次杵築市総合計画後期基本計画」で掲げた施策を効果的・効率的に推進するため、今後策定される「第4次行財政改革大綱」の基本方針の視点から検証しながら、持続可能な行財政運営の確立に努めます。

基本計画

6つの柱の基本方針

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり
2. 地域の活力を生むまちづくり
3. 豊かな自然と文化を大切にするまちづくり
4. ひとが育ち、輝くまちづくり
5. ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり
6. コミュニティの発展をささえるまちづくり

基本計画の体系



6つの柱の基本方針

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

本格的な高齢化社会を迎えるにあたって、誰もが生涯安心して暮らせる生活の基盤整備を進めることは、まちづくりの基本となるものです。

理想の生活環境の実現を目指して、保健・福祉・医療等の施策や施設の充実を図ることで、地域の中で住民が共に支え合う仕組みを整え、皆がいきいきと安心して生活できる地域社会づくりを推進します。

また、災害や急病等の緊急時においても、広域的なネットワーク整備や連携による体制を強化して、住民の暮らしを守るまちづくりを充実します。

◎分野別施策の内容

- 1-1 予防に重点を置いた健康づくりの推進
- 1-2 保健・医療・福祉のネットワーク化
- 1-3 地域共生社会の実現
- 1-4 防災対策の充実
- 1-5 交通安全対策の推進
- 1-6 防犯体制の確立

2. 地域の活力を生むまちづくり

地域の活力を高めていくためには、既存産業の高度化・高付加価値化を進めるとともに、地域の資源を生かした新たな発想による活性化策の展開が求められています。

地域内のさらなる活性化・発展を念頭に置きながら、地域外からの交流と連携を促進するための基盤整備や定住促進策、雇用対策の充実を進めていくほか、高速交通網を活用した企業誘致の推進や広域的な観光振興体制づくりなど、活性化施策にも積極的に取り組みます。

また、地域の農林水産資源等を活かした杵築ブランドの取り組みや創造力と感性豊かな新製品の開発促進等にも取り組みます。

◎分野別施策の内容

- 2-1 移住・定住の促進
- 2-2 消費者志向の農林水産業の振興
- 2-3 商工業の振興
- 2-4 集客・観光の振興
- 2-5 雇用対策の充実

3. 豊かな自然と文化を大切にすまちづくり

本市は、水と緑の豊かな自然環境や歴史・文化資源に恵まれており、その保全と活用を充実していくことが求められています。

地域資源を活かしながら、豊かな自然環境や歴史・文化資源を保全・継承し、人々の豊かな暮らしづくりや地域内外との交流の活性化に結びつく教育や観光分野などへの施策を展開します。

また、ごみ処理やリサイクルの推進などを充実していくとともに、住民の環境問題・省エネルギー問題への意識を高め、主体的な行動につなげる基盤づくりを推進します。

◎分野別施策の内容

- 3-1 土地利用と景観保全の調和
- 3-2 歴史・文化遺産の保存と活用
- 3-3 環境問題への対策

4. ひとが育ち、輝くまちづくり

少子化の進行、高齢化の進展など、家庭や地域社会の構成や構造が大きく変化している中、人と人との結び付きを大切にし、人を育む環境づくりを推進することがより一層求められています。

人権尊重を基本にしながら、市民一人ひとりがお互いに尊重し、支えあう地域社会づくりへの取り組みを充実するとともに、地域における子育て支援機能の整備や、情報化・国際化社会に対応した学校教育の機能を強化するなど、21世紀を担う子どもたちがのびのびと健やかに育つ環境づくりを推進します。

また、すべての市民が、地域の伝統・歴史や生活文化をはじめ、様々な内容を生涯にわたって学習できる環境を整え、生活の各場面において各人の知恵や知識を生かすことができる地域社会づくりを推進します。

◎分野別施策の内容

- 4-1 子育て支援の充実
- 4-2 幼児・学校教育の充実
- 4-3 社会教育の充実と生涯学習のまちづくり
- 4-4 スポーツの振興
- 4-5 人権が尊重されるまちづくり

5. ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

地域内外の人やもの、情報の交流を円滑にし、地域における日常生活の利便性を確保し、快適でにぎわいのある都市空間づくりを進めることが求められます。

道路や下水道、住宅等の生活基盤を充実するとともに、コミュニティバスや乗合タクシーの運行、JR日豊本線の高速・複線化の促進など、公共交通の充実を図ります。また、集客機能を充実していくことで商業の活性化を図り、利便性の高い、にぎわいのある都市空間づくりを推進します。

さらに、情報通信基盤の整備を進めるとともに、基盤を活用した新しい行政サービスの提供や地域活性化施策などを推進することによって、より高度で質の高いまちづくりを進めます。

◎分野別施策の内容

- 5-1 道路網の維持
- 5-2 地域生活をささえる公共交通の充実
- 5-3 上・下水対策の充実
- 5-4 情報基盤の充実

6. コミュニティの発展をささえるまちづくり

地方分権時代の地域運営にあたっては、市民自身が主役となりまちづくりを進めていくことが必要であり、地域住民が地域社会の中で良好な関係を維持するためには、透明性の高い効率的な行政運営が求められています。

また、新しい市民参加の仕組みづくりを進めるとともに、まちづくりの様々な場面で住民が主体的に参加できる機会を増やして、市民と行政との協働のまちづくりを推進します。

◎分野別施策の内容

- 6-1 コミュニティ協働の推進
- 6-2 空き家対策の充実
- 6-3 市民交流・都市間交流・国際交流の推進

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

1-1 予防に重点を置いた健康づくりの推進

◆前期基本計画の取組

(1) 健康マイレージ事業

- ・大分県が実施主体である健康アプリ「おおいた歩得(あるとつく)」を活用し、健康への関心が低い青壮年層に対し、運動をするきっかけづくりとなることを目的に普及啓発を行いました。
- ・普及啓発として、「おおいた歩得」で獲得したポイントをグループ単位で競うイベントを実施しました。また、様々なイベントへの参加、スポーツ施設を利用することで、ポイントを獲得できるようにしくみづくりを行いました。
- ・商工会・観光協会と協力し、ポイントに応じてサービスを受けることができる協力店舗を開拓し、健康アプリ利用者の増加につなげました。

(2) 減塩対策事業

- ・減塩ヘルシーメニュー（塩ジョイメニュー）の家庭向けレシピ集を作成し、乳幼児健診会場や、市内こども園・保育園・幼稚園・小中学校の保護者に配布し、家庭で活用してもらうようにしました。また、医療機関の窓口、健康教育の場でも配布し、幅広く市民に活用してもらえよう広報啓発しました。
- ・減塩対策の環境づくりの一つとして、飲食店で減塩ヘルシーメニュー（塩ジョイメニュー）を開発し、キャンペーン等を行い、減塩食の提供を推進しました。

(3) 歯科保健推進事業

- ・乳幼児健診時の歯科保健指導を確実にを行うため、歯科衛生士を増員しました。
- ・幼児のフッ化物塗布を推進するため、対象年齢を2歳～6歳（就学前まで）に拡大しました。
- ・歯周病検診（対象者40歳～64歳）を推進するため、出前講座で歯科に関する内容を取り入れました。また、地域で健康づくり活動を行う健康づくり推進員に対し、歯科の健康教育を実施し、健康づくり推進員が地域住民へ啓発を行いました。
- ・歯科口腔啓発事業の実施（市民対象に講演会・イベントを実施）、効果的な施策推進のため、歯科口腔保健推進委員会を開催し、すべてのライフステージに対応する取組の検討を行いました。

(4) 健康教室・相談事業

- ・生活習慣病予防、精神障がい者の生活指導のため訪問指導を実施しました。
- ・毎月1回ミニデイケアを実施し、精神障がい者が在宅生活を継続できるよう支援を行いました。
- ・働き盛り世代の健康づくりを推進し、市内事業所と連携を図るために開催している地域・職域連携会議で、市内事業所の健康管理を担当する職員に対し、健康教育を行いました。

(5) 自殺予防対策

- ・平成30（2018）年3月に杵築市保健医療福祉総合計画の中で、自殺対策計画を策定しました。
- ・こころの悩みなどをもつ市民に対し、専門家による個別相談を実施しました。

- ・自殺予防のための行動ができるよう、市内中学1年生・高校3年生対象に研修会を実施し、普及啓発活動を行いました。

◆現状と課題

(1) 健康マイレージ事業、減塩対策事業

- ・健康への関心が低い青壮年層に対し、運動のきっかけづくりになる健康アプリ「おおいた歩得」を普及啓発してきました。また、生活習慣病予防のため、減塩対策を行ってきましたが、特に青壮年期で、「運動習慣のある人」の割合が増えてきたものの、県平均より少ない状況です。

また、特定健診有所見者状況をみると、糖尿病予備群、糖尿病有病者、内臓脂肪該当者、BMI25以上の割合が県平均に比べ高くなっています。

そのため、生活習慣病を予防するには、健診受診率の向上をはかり、健診後の適切な保健指導、市民の生活習慣病予防意識を向上させる健康教育の実施、運動習慣の推進を今後も継続して実施していく必要があります。

(2) 歯科保健推進事業、健康教室・相談事業

- ・歯科保健については、乳幼児健診時から保健指導を実施していますが、むし歯がある子どもの割合が県内でも高く、3歳児の1人当たりのむし歯本数が、全国平均0.49本、大分県平均0.71本であるのに対し、本市では、0.95本（平成29年度3歳児健診結果より）となっています。

成人においても、自分の歯が27本以下の人が県平均より多く、歯科健診を定期的受ける人が少ない（平成28年度県民健康意識行動調査）状況です。

そのため、乳幼児期の保護者や市内事業所で健康教育を実施し、幼児のフッ化物塗布、歯周病検診を継続的に実施していく必要があります。

(3) 自殺予防対策

- ・自殺者のうち壮年期男性が占める割合が高いこと、若年者の自殺者も存在するため、自殺者の減少をめざし、継続的にこころの健康づくりに取り組んでいく必要があります。



乳幼児健診

◆これからの基本方針

(1) 生活習慣病予防対策

・生活習慣病やメタボリックシンドロームに起因する疾病の発症の予防・早期発見のため、健診受診率の向上に努め、健診後の適切な保健指導を実施していきます。

また、運動は、生活習慣病予防だけではなく健康の保持・増進につながる健康づくりの重要な要素です。そのため、地域ぐるみで運動に対する市民の意識を高め、運動習慣の定着を図ります。

栄養バランスのよい食事は、健康づくりの基本です。子どもの時から食を意識できるよう全世代に対し、食育を推進します。

(2) 歯と口腔の健康管理

・歯と口腔の健康は、食事や発語のみでなく全身の健康状態にも大きく影響し、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することはとても重要です。

今後も継続的に乳幼児期のむし歯予防及び青壮年期の歯周病予防の取組を強化する必要があります。歯周病と関係の深い糖尿病等の生活習慣病予防を推進するとともに、口腔ケアの推進及び口腔機能向上に向けた取組を実施します。

(3) こころの健康管理

・心の健康は生活の質を大きく左右する要素であり、自分らしく暮らし続けるうえで大切なものです。そのため、若い時からこころの健康の重要性と適切に対処できるように正しい知識を普及啓発し、自殺対策予防に努めていきます。



歯科健診

◆主な取り組み

(1) 生活習慣病予防対策

- ・生活習慣病やメタボリックシンドロームに起因する疾病の早期発見・予防のための健診受診率向上、保健指導の実施
- ・健康づくり推進員等の地域のリーダーを中心とした健康づくりの推進
- ・運動習慣のきっかけとして健康アプリ「おおいた歩得」の活用及び運動の推進
- ・バランスのよい食習慣・減塩等の健康教育を実施

(2) 歯と口腔の健康管理

- ・母子手帳交付時・乳幼児健診時の歯科保健指導の実施
- ・幼児健診時フッ化物塗布の実施
- ・歯科医療機関での歯周病健診の実施
- ・育児教室や市内事業所、高齢者サロン等で健康教育の実施

(3) こころの健康管理

- ・臨床心理士への個別相談体制の継続
- ・自殺予防のために行動ができるよう、研修会の継続実施
- ・ゲートキーパー養成講座の実施

◆目標指標

指 標 名	基準値 (H 27 年度)	実績値	目標値
		H 30 年度	R 6 年度
運動習慣のある人の割合(40～74歳)	37.65%	40.0%	50.0%
1人あたりのむし歯本数(3歳)	1.45本	1.09本	0.80本

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

1-2 保健・医療・福祉のネットワーク化

◆前期基本計画の取組

(1) 救急医療施設運営対策事業

- ・地域医師会の協力を得て、日曜、祝日等における救急医療体制の確保に努め、365 日市内医療機関における医療提供が可能となりました。
- ・休日、夜間等の入院治療を要する重症患者の医療を確保するため、医療圏内の救急病院を中心として第二次救急医療群輪番制による体制確保に努め、24 時間 365 日、医療圏域内における救急医療の提供が可能となりました。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅医療・介護連携推進協議会にて市や県等が持っているデータ等を活用しながら在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策を具体化しました。
- ・平成 30（2018）年 8 月からきつき医療・介護相談窓口を開設し、医療介護関係者及び地域包括支援センターの職員等からの相談に対応しました。
- ・在宅医療・介護連携ルール・シートを市内の医療機関及び介護事業所等に導入し、患者情報などのやりとりに共通のシートを導入することで、必要な情報が正確に伝達されるようになり、スムーズな連携が図れるようになりました。
- ・地域住民への普及啓発として、みんくるカフェの開催、ネバーエンディングノートの配布、がんサロン、認知症川柳等を実施しました。

(3) へき地公立病院地域医療・地域包括ケア研究協議会

- ・県内へき地公立病院と関係自治体が連携して、将来における地域医療の姿を研究するとともに、協働して研修を行うことで医療の質の向上、市民への理解に努めました。

(4) 小児救急医療支援事業、小児初期夜間救急医療事業

- ・夜間休日の小児救急医療を確保するため、別府医療センターと大分県厚生連鶴見病院の協力により、24 時間 365 日、医療圏域内における小児救急医療の提供が可能となりました。

◆現状と課題

(1) 救急医療施設運営対策事業

- ・地域医師会や医療圏内の救急病院の協力により、市内における 365 日の医療提供及び医療圏域内における 24 時間 365 日の救急医療の提供が可能となっており、誰もが、急変時も安心して医療サービスを受けることができます。今後も、引き続きこの体制を維持していくためには、市内及び医療圏域内の医療機関の存続及び協力が欠かせません。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅医療・介護連携における情報連携は、市内の医療機関及び介護事業所等に導入した在宅医療・介護連携ルール・シートや、東部圏域における入退院時情報共有ルールが着実に実行され、円滑な情報連携が図れるようになってきています。しかしながら、そのシート作成や連絡に時間や手間を取られることが現場での課題となっています。

(3) へき地公立病院地域医療・地域包括ケア研究協議会

- ・本事業は、へき地公立病院の抱える課題や市内の地域医療の課題を協働して研究あるいは研修することにより、医療の目的である市民にとって適切かつより高度な医療を提供することを目的に、平成 28 (2016) 年度から平成 30 (2018) 年度までの期間限定で設置されました。設置期間が満了したことと、一定の成果をあげたことから、平成 30 (2018) 年度をもって事業を終了しました。

(4) 小児救急医療支援事業、小児初期夜間救急医療事業

- ・医療圏域内における小児救急医療サービスを、24 時間 365 日受けることが可能となり、地域で安心して子育てできる環境が整備されています。今後も医療圏域内の医療機関の協力を得ながら、この体制を維持していく必要があります。

◆これからの基本方針

(1) 救急医療施設運営対策事業

- ・地域の高齢化が進む中、地域医師会と高度医療を提供できる医療機関が連携し、日曜・休日・夜間、いつでも市民が安心して必要な医療サービスが受けられる地域医療体制の充実に努めます。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・医療・介護の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するために、県や保健所、医師会等と連携しながら、連携体制の構築を推進します。
- ・かかりつけ医や介護職などが持つバイタル情報・在宅情報などを必要時に円滑に活用してもらうために、病診連携や医療介護連携等に資する ICT ネットワークの整備に向け調査研究及び医療圏域内における調整に努めます。

(3) 小児救急医療支援事業、小児初期夜間救急医療事業

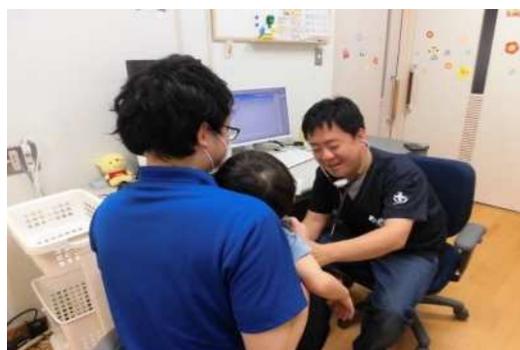
- ・成長期の子どもが、安心して 365 日 24 時間、必要な医療サービスが受けられる地域救急医療体制の整備に努めます。

◆主な取り組み

- (1) 救急医療施設運営対策事業
 - ・日曜、祝日等医療機関の休日における救急医療体制の確保
 - ・休日、夜間等の入院治療を要する重症患者の医療の確保
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業
 - ・在宅医療・介護連携推進協議会及びワーキンググループの実施
 - ・在宅医療・介護関係者の研修の実施
 - ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- (3) 小児救急医療支援事業及び小児初期夜間救急医療事業
 - ・夜間休日の小児救急医療を確保するための体制の確保

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
在宅医療・介護連携ルール・シートを運用する医療機関及び介護事業所等の件数割合	0%	94%	100%



第二次救急病院群輪番制

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

1-3 地域共生社会の実現

◆前期基本計画の取組

- (1) 地域で支え合う仕組みづくり
 - ・地域住民と住民自治協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、医療機関、NPO 法人、地域ボランティア等の地域団体が、お互いに連携・協働して地域課題の把握と解決に努めました。
- (2) 相談・支援体制の強化
 - ・平成 28 (2016) 年度から、生活困窮者、子ども・子育て、障害者ケースを対象とした地域ケア会議を開催し、それぞれのライフステージに合わせた包括的・継続的な相談支援体制の構築に努めました。
- (3) 健康づくり、介護予防の推進
 - ・介護予防を通じて、地域でつながり、見守り、支え合って暮らしていけるように、地域の公民館など身近な場所で住民主体の交流の場「ふれあいいいききサロン」の整備を進め、家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加と介護予防を推進しました。また、サロンの機能強化として、会食を伴うサロンへの転換及び新規立ち上げも促進するとともに、「きつみん体操」を新たに導入し、更なる身体機能の向上を図りました。
- (4) 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりの推進
 - ・災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人（要配慮者）が避難所で安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所に段ボールベッドや寝袋等を配備するとともに、福祉避難所がない地域（小学校区）においては、「福祉避難スペース」が確保できるよう、折りたたみベンチや屋内型避難所用テント等を配備し、避難生活に困難が生じる方への配慮に努めました。

◆現状と課題

- (1) 地域で支え合う仕組みづくり
 - ・超高齢社会を社会で支えていくために、福祉の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、住民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、お互いに協力して地域社会の福祉課題を把握し、その解決に取り組むことができるよう、希薄化した地域のつながりの強化と、地域住民が自主的に活動できる体制づくりが必要です。
 - ・児童養護施設入所者等の社会的自立のため、「きつきプロジェクト（青少年等自立支援就業チャレンジ事業）」において、後継者不足である農業を中心とした体験活動及びインターンシップの取り組みを実施し、就農予定にも繋がっており、今後は事業の対象者拡大及び他産業への就労体験の機会拡大が必要です。
- (2) 相談・支援体制の強化
 - ・子育て世代、高齢者、障がい者、生活困窮者など、支援が必要な人それぞれのライフステージに合わせた「縦割り」ではない、包括的・継続的な支援を可能とする全世代対応型の相談・支援の提供が必要です。

(3) 健康づくり、介護予防の推進

- ・加齢に伴う身体的な機能の低下や複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりの低下といった多様な課題や不安を抱えている高齢者も多く、介護予防やフレイルの防止、疾病の重症化予防等の効果的な実施が求められています。

(4) 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- ・災害時に地域の支援を要する人が、安心・安全に避難できるように、地域の人たちと協働して個別計画を作成することが求められています。

◆これからの基本方針

(1) 地域で支え合う仕組みづくり

- ・生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。
- ・児童等の社会的自立のため、児童養護施設入所者等に係る農業を中心とした体験活動及びインターンシップ事業に取り組んできましたが、農業以外の産業分野へ事業拡大を行うとともに生活に課題を抱えた人（ひきこもりの人等）の自立に向けた機会を拡充し、事業対象者の就労及び定住促進に向け、地域の中で自立した生活を送ることができるよう取り組みます。

(2) 相談・支援体制の強化

- ・地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子ども世代などが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築することによって切れ目のない支援を実現していきます。

(3) 健康づくり、介護予防の推進

- ・地域で暮らす住民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域づくりに取り組みます。

◆主な取り組み

- (1) 地域で支え合う仕組みづくり
 - ・住民主体の生活支援の活動及びサービスへの支援
 - ・青少年等自立支援就業チャレンジ事業における対象者及び他産業分野への機会拡大
- (2) 相談・支援体制の強化
 - ・「複合的課題」や「世帯まるごと」受け止める相談支援窓口の設置
 - ・地域ケア会議等を通じた多職種が連携した包括的・継続的な相談支援体制の構築
- (3) 健康づくり、介護予防の推進
 - ・高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 30 年度)	目 標 値
		R 6 年度
高齢者ふれあいいきいきサロン参加者数（延べ人数）	20,245 人	20,900 人



高齢者ふれあいいきいきサロン

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

1-4 防災対策の充実

◆前期基本計画の取組

- (1) 防災教育の充実
 - ・学校や地域で防災講話を実施し、防災意識の普及・促進を図りました。
- (2) 迅速な情報伝達
 - ・大雨警報等の発表時には迅速に防災ラジオで情報発信を行いました。
 - ・インターネットでの公開型ハザードマップを提供しました。
- (3) 地域の防災力の強化
 - ・防災士の養成に努め、防災士のスキルアップ研修を実施しました。
- (4) 災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実・強化
 - ・各自主防災組織で避難訓練等を実施しました。
 - ・ハザードマップを住民へ配布しました。
- (5) 消防力の充実強化
 - ・老朽化した小型ポンプ付積載車等の計画的な整備を実施しました。

◆現状と課題

- (1) 防災教育の充実
 - ・増加傾向にある土砂災害等や頻繁に発生する地震の影響で、学校や地域での防災講話の依頼も増えており、住民の防災意識は高まっています。しかし、災害時の家族内の安否確認の方法を決めていない、地震への備え（非常持出品の準備など）ができていないなど、まだ不十分な状況です。
- (2) 迅速な情報伝達
 - ・住民の避難行動の判断に必要となる河川水位や土砂災害危険度など防災情報を住民へ確実に伝える体制を整えることが重要となります。
 - ・洪水や土砂災害などに対しては、住民自らが適切に安全行動を判断し、避難行動につなげていくことが重要となります。
 - ・大雨警報等の発表時には迅速に防災ラジオやホームページなどで情報発信を行っています。しかし、防災ラジオの未設置の世帯もあります。
- (3) 地域の防災力の強化
 - ・大規模な地震や近年の異常気象により増加傾向にある洪水や土砂災害等の自然災害に対して、人的被害などを起こさよう地域が主体となった、地域の特性に応じた事前の備えを強化する必要があります。
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流、ため池などが地震や集中豪雨などにより、地域住民の生命に深刻な被害をもたらす可能性が危惧されています。
 - ・災害時の地域の声かけ役となる防災士のスキルアップ研修を実施し、自主防災組織の育成・強化に努めました。しかし、防災士の参加率が低く、参加しやすいプログラムの構成が必要です。

(4) 災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実・強化

- ・風水害や地震・津波時における早期避難を確保するためには、市民の防災意識の醸成とともに、避難経路及び避難場所を日頃から確認し、実践的な訓練を積み重ねておくことが必要となります。

(5) 消防力の充実強化

- ・消火、捜索業務などに対する住民ニーズの高まりや複雑多様化する災害に的確に対応していくため、消防力の充実強化が求められますが、過疎化や少子高齢化の進展などにより消防団員が減少するとともに平均年齢が上昇するなど、地域の消防力の低下が危惧されています。

◆これからの基本方針

(1) 防災教育の充実、迅速な情報伝達

- ・様々な災害への適切な対応ができる防災教育・訓練を実施するとともに、防災情報について幅広く発信に努め、市民の防災意識の醸成を促進します。
- ・情報アプリ等を活用した情報発信の充実・拡大に努めます。

(2) 地域の防災力の強化

- ・防災士の養成や育成、ネットワーク化等による自主防災組織の活性化・機能強化を推進するなど、県と連携して地域防災力を高めていきます。またこのような自主防災組織の活性化等の取り組みを通じて、地域コミュニティの振興にもつなげていきます。
- ・地震・津波時に、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波に対する危機意識の維持高揚を図るとともに避難訓練の定着を図ります。

(3) 災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実・強化

- ・災害の種別に応じて、避難等のための体制強化などを図るとともに、住民自身による安全行動の普及・啓発を推進します。
- ・危険な土砂災害から市民を守るため、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業など県と連携して事業実施を図ります。
- ・救助・援護、孤立集落支援など迅速で的確な災害応急対応を実施するため、県と連携して防災情報の収集、伝達体制を充実・強化します。

(4) 消防力の充実強化

- ・県や事業所などと連携し、地域防災力の中核として消防団の充実強化を図ります。

◆主な取り組み

- (1) 防災教育の充実
 - ・学校や地域、事業所における、あらゆる機会を通じた防災意識の普及・啓発の徹底
- (2) 迅速な情報伝達
 - ・ケーブルテレビ・防災ラジオ等を活用した、市民への的確な防災情報の発信
 - ・転入者等への防災ラジオの普及・啓発
- (3) 地域の防災力の強化
 - ・自主防災組織等と事業所の訓練などを通じた連携・協働の推進
 - ・防災士の養成、スキルアップの支援
 - ・自主防災組織の育成・強化と活性化の支援
 - ・食糧などの常備備蓄物資の充実
- (4) 災害種別に対応したきめ細かな災害対策の充実・強化
 - ・地域における実践的な避難訓練の定着促進
 - ・災害種別や状況に応じて適切な安全行動を判断できるよう住民の防災行動力の育成を推進
 - ・洪水・土砂・津波・ため池ハザードマップの配布
- (5) 消防力の充実強化
 - ・若者や女性などの消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、小型ポンプ付積載車等の計画的な整備による消防団の装備の充実



総合防災訓練（避難所支援物資配付）

◆目標指標

指 標 名	基準値 (H 27 年度)	実績値	目標値
		H 30 年度	R 6 年度
自主防災組織の結成率の向上	89.3%	93.0%	100.0%
防災士未配置行政区（班）の解消	全 187 地区中 71 区	39 区	0 区

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

1-5 交通安全対策の推進

◆前期基本計画の取組

- (1) 交通安全意識の高揚
 - ・交通事故の減少、死亡事故 0 件を目標に、春秋の交通安全運動や夏冬の事故ゼロ運動、地域などへの啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚に努めてきました。
- (2) 交通環境の充実
 - ・警察による交通事故の情報を基に、交通事故の多発する場所に、注意喚起の看板設置や交通安全教室を実施し、交通事故防止に取り組みました。
- (3) 運転免許証の自主返納支援事業
 - ・自主的に返納を行った 70 歳以上の運転手に対し、支援を実施してきました。

◆現状と課題

- (1) 交通安全意識の高揚
 - ・物損事故を含む事故全体では横ばい傾向にあり、その事故原因の多くが基本的な交通ルールを遵守していないことや不注意から発生しており、ドライバーの安全運転意識の高揚が重要となっています。
 - ・全国的にあおり運転が原因となる、交通トラブルが問題となっています。
- (2) 交通環境の充実
 - ・高速道路や主要幹線道の整備により観光客や物流など交通量の増加が見込まれる中、重大事故の発生が危惧されています。
- (3) 運転免許書の自主返納支援事業
 - ・運転に不安を感じる高齢者に対し、高齢者が加害者となる交通事故防止のための啓発と公共交通機関による移動等に切り替えるきっかけづくりとしての支援が必要となっています。

◆これからの基本方針

- (1) 交通安全意識の高揚
 - ・全国交通安全運動期間中をはじめ、随時市民への広報啓発に努め、高齢者等の交通事故防止対策など市民一人ひとりの交通安全意識を高揚させる方策を推進します。
 - ・あおり運転が原因となる、交通トラブルが問題となっており、市民に対する啓発が必要となります。
- (2) 交通環境の充実
 - ・高速道路も含めた交通の安全と円滑を図るため、道路管理者等の関係機関・団体と連携を強化して交通安全施設の充実に努めます。
- (3) 運転免許書の自主返納支援事業
 - ・高齢者による交通事故の減少を図るために、高齢運転者（70 歳以上）の運転免許証の自主返納を支援します。

◆主な取り組み

- (1) 交通安全意識の高揚
 - ・交通安全意識高揚に向けた市民参加の交通安全活動の推進
 - ・学校、事業所、家庭、地域などにおける啓発活動の充実
 - ・体験型の機材を使用した、交通安全講習の開催
 - ・交通安全グッズ（反射材など）の使用
- (2) 交通環境の充実
 - ・生活道路、通学路及び事故危険箇所等を対象とした交通安全施設等の充実
 - ・道路管理者と連携した各種交通安全対策の推進
- (3) 運転免許証の自主返納支援事業
 - ・市コミュニティバスと乗合タクシーの共通回数券もしくは、民間バス回数券の交付



交通安全街頭指導

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
交通事故件数	73 件	57 件	50 件
うち死亡事故件数	2 件	0 件	0 件

1. 安心・安全な暮らしをささえるまちづくり

1-6 防犯体制の確立

◆前期基本計画の取組

(1) 防犯意識の高揚

- ・ 犯罪の状況を広報誌により周知し、予防及び意識向上に努めました。
- ・ 地区のパトロール隊と連携し、パトロールの実施や登下校の見守りなどに取り組みました。
- ・ 消費生活では、専門の消費生活相談員による消費生活相談の実施、被害の未然防止のための消費生活啓発講座の実施及び広報誌の発行を行いました。

◆現状と課題

(1) 防犯意識の高揚

- ・ 本市の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、自転車盗や万引きなどの犯罪は依然として発生しています。こうした犯罪の発生を抑制するために、防犯意識の向上や地域パトロールの推進を実施しています。しかしながら、担い手の高齢化などに伴い、地区のパトロール隊の減少や、活動の負担が重くなっています。
- ・ 架空請求や還付金を口実にした特殊詐欺が広域化、巧妙化し、本市においても被害にあう危険性が高くなっています。
- ・ 消費生活に関するトラブルは高齢者だけでなく、若者にまで広がり、その内容も複雑化・多様化しています。社会状況の変化に対応した対策が必要となっています。

◆これからの基本方針

(1) 防犯意識の高揚

- ・ 警察などの関係機関との連携・協力による情報共有を図り、市民に対し防犯に関する情報提供を行うことよって防犯意識を高揚させる必要があります。
- ・ 杵築市防犯協会連合会による防犯活動を充実させ、地域のパトロールを推進します。
- ・ 消費者問題では、情報通信が発達した社会において消費者に寄り添った手段による対策を行い、被害への未然防止に努めます。



地区パトロール隊

◆主な取り組み

(1) 防犯意識の高揚

- ・ 防犯意識の高揚に向けた啓発（広報誌の発行、防犯教室の開催）
- ・ 犯罪被害者・加害者を発生させないよう、地域のパトロールの推進
- ・ 各地区、防犯パトロール隊の結成、育成支援
- ・ 消費生活相談の実施と被害の未然防止のための啓発活動の実施

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
刑法犯認知件数	56 件	65 件	40 件



防犯パトロール

2. 地域の活力を生むまちづくり

2-1 移住・定住の促進

◆前期基本計画の取組

- (1) 定住促進事業
 - ・定住促進補助金（取得費、引越費用、仲介手数料）
 - ・空き家改修等補助金（改修費、不要物撤去、引越費用、仲介手数料）
- (2) 杵築いちご学校
 - ・都市部での移住フェアで農業を志す移住者に対し、いちごの体験・本格研修等の事業紹介を行い、農林課との連携による支援を実施しました。
- (3) 農業次世代人材投資事業
 - ・新規就農者や独立・自営の就農者に対して、経営確立のための資金を給付しました。

◆現状と課題

- (1) 定住促進事業
 - ・若年層が市外に流出し、人口減少・高齢化が進んでいる中、人口確保のため分譲宅地など、移住者の受け入れを拡大することが重要になります。JR、国道、空港に近い利便性を生かし、移住者、定住者のニーズに対応できる地域の受け入れ体制の構築が必要となります。
 - ・移住促進を進める中で、移住希望者が抱える知らない土地への不安や、地域が抱える知らない人が来る不安といったそれぞれが抱える不安を取り除く工夫や対応が求められています。
- (2) 移住者に対する取組事業（杵築いちご学校、農業次世代人材投資事業）
 - ・農業を志す移住者に対し、農林課との連携のもと事業に取り組んでいるが、さらなる事業の啓発を行う必要があります。
 - ・本市への移住を考えている人に訪れてもらい、市内見学や農業体験、移住者との交流など、実際に杵築市民に触れて感じる「お試し移住体験プログラム」を実施することで、移住を考えている人に安心して決断できるような体制づくりが必要になります。



移住者交流会

◆これからの基本方針

(1) 定住促進事業

- ・都市圏から地方への移住の動きは、今後も続くものと考えており、杵築市への積極的な呼び込みに努めます。あわせて、市内居住者の市外流出対策として定住促進補助金や空き家改修等補助の啓発に努め、定住の推進を図ります。
- ・都市圏で開催される移住フェア等でパンフレットによる事業紹介を行い、お試し移住体験など市内に滞在することで地域住民との交流を深め、移住者歓迎ムードの演出や空き家バンクの活用により地区ごと、物件ごとに異なる障害を除去し、移住につながることで、地域における空き家の解消と若い労働人口の確保によるコミュニティ継続を図ります。
- ・関係課との連携を図ることにより、移住者に対してきめ細やかな対応を目指します。

(2) 出会いサポート事業

- ・OITA えんむす部出会いサポートセンターからの人的援助を受け、婚活サポーター養成講座や婚活イベントを実施することで、少子高齢化・人口流出に対する解決の一助とします。

(3) 住宅用地整備事業

- ・市外流出の歯止め策として、また市外からの転入者の定住促進策として住宅取得に対する助成や空き家入居者に対する助成を行います。

◆主な取り組み

(1) 定住促進事業（各種促進補助金）

- ・定住促進補助金（取得費、引越費用、仲介手数料）
- ・空き家改修等補助金（改修費、不要物撤去、引越費用、仲介手数料）
- ・市報やチラシ等の広報による制度の周知徹底

(2) 出会いサポート事業

- ・きつき de 愛サポーター養成講座、セミナー、婚活イベントの開催

(3) 住宅用地整備事業

- ・定住促進に向けた分譲宅地整備

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
空き家バンク新規登録件数	30 件	47 件	50 件

2. 地域の活力を生むまちづくり

2-2 消費者志向の農林水産業の振興

◆前期基本計画の取組

(1) 杵築市地域活性化センター参画事業

- ・ 高齢農家や零細農家等が行う農作業や農業経営の一部または全部を中核農家に委託し、経営規模の拡大と経営安定につながるための支援体制の充実、個々の農家では非効率となる育苗、家畜糞尿処理等の部門を請け負う受け皿としての組織の充実を図るため支援を行いました。

センターは、具体的には農地利用円滑化事業として農地の貸借やリース農園貸借事務を、農地保全管理事業として農作業受委託や農業経営サポート、堆肥センター運営を、担い手育成支援事業として技術・経営研修を、高次元農業推進事業として育苗受託や高収益・先進作物の試験研究を、公共施設関連管理受託事業として農道・公園・市有財産の管理等業務を行ってきました。

特に、農作業受託や育苗業務では、市内農業者の効率的経営や労働力確保に寄与し、農業経営の持続、あるいは離農を最小限とすることができました。

(2) 稲発酵粗飼料普及事業

- ・ 水稲栽培労働負担の軽減と水田の有効活用、畜産飼料の高騰や安全安心な飼料の確保と飼料自給率（食糧自給率）の向上を目的として、稲発酵粗飼料（WCS）の普及に取り組みました。

WCS への取組みは、水田農家は米の直接支払交付金が廃止となる 29 年度までに一定の転換面積を確保し、農業の経営安定に資することができました。あわせて堆肥の投入で地力の回復と循環型農業を確立しました。

また、畜産農家では飼料費の抑制と安全安心な飼料の確保等経営基盤の強化に繋がっています。

(3) 畦畔管理省力化支援事業

- ・ 高齢化、労働力不足に対する打開策として、畦畔にセンチピードクラスを播種し、管理の省力化を図るための普及・支援を行ってきました。

この事業に取り組んだ組織では、年に 6 回程度の除草作業が年 1 回へと激減し、労働負担の軽減を図ることができました。

(4) 杵築ブランド強化推進事業

- ・ 杵築ブランド推進として、新たな商品開発に取り組みブランド品（44 品目）を認定しました。首都圏での PR 活動を行い、新たな販路開拓やブランド化の推進に努めました。

(5) 農地集積や担い手の確保

- ・ 農地の保全や農業経営基盤の強化を目的として、人・農地プランの策定や認定農業者への認定等を行いながら、地域の担い手へ農地の集積を図りました。

また、担い手を育成するため、新規就農の募集や研修施設・研修機会の確保に努めました。

(6) 水産業の振興

- ・ 漁業就業者の後継者を確保するため新たな制度として令和元（2019）年度に「新規漁業就業者育成支援事業補助金交付要綱」を作成しました。



「きつきのきづき」ブランドロゴ

◆現状と課題

(1) 水田農業の振興

- ・ 本市の水田圃場は、一部の平野部を除き大半が中山間地で、これまでは、個人での圃場管理が行われてきましたが、高齢化や後継者不足などにより耕作放棄地も多く、今後とも増加する傾向にあります。

また、国内の家庭ではコメ離れが進む一方、中食や外食が増加し、一部ではブランド化された米を求める声もあります。

担い手や後継者の不足は深刻で農地の保全や環境維持ができず、鳥獣害や自然災害など、住民生活への影響が懸念されますが、今後は、集落営農としての組織化や新規需要米への転換、水田での高収益作物導入取組みを行っていかねばなりません。

(2) 園芸作物の振興

- ・ 本市では、イチゴや小ネギなどの施設野菜、みかんを中心とした柑橘などの果樹、ホオズキやキクなどの花き、茶や薬草などの特用作物と多品目の栽培に適しています。特に、イチゴ、柑橘、ホオズキ、茶などの生産量は県内でもトップに位置付けられています。
- ・ 野菜では、戦略品目であるイチゴ、小ネギなどを中心に企業的経営農家の育成と産地拡大を図っています。

(3) 畜産の振興

- ・本市では、古くから肉用牛生産及び酪農が盛んに営まれていましたが、高齢化等により農家戸数は減少傾向で、産地としての規模縮小が懸念されています。
肉用牛では、素牛価格や飼料代などの生産費高騰、酪農では酷暑による生乳生産量の減少や牛乳消費の低迷等、厳しい経営が続いています。
このような中、肉用牛、酪農とも、以前にも増して高能力牛の需要が高いため、選抜・改良により牛群の整備が必要で、飼養環境条件の改善とともに生産品質を向上させ、あわせて低コスト省力化生産を進めていく必要があります。

(4) 林業の振興

- ・本市の森林の約7割が35年～40年の標準伐期齢を超える状況となっています。木材需要の低迷や重労働等により林業に携わる人材の減少が著しい中、林業従事者の育成や林業技術の向上に取り組んでいく必要があります。
また、しいたけ等の特用林産物についても同様で担い手の確保が急務となっています。
林業については、森林経営管理制度を効果的に活用して森林の整備促進を進め、森林が持つ多面的機能を守り育てていかなければなりません。
また、シカによる植栽木の食害をはじめとする農林産物の鳥獣被害の減少に向けて、市内狩猟団体と共同で有害鳥獣捕獲活動に取り組む必要があります。

(5) 杵築ブランドの強化

- ・新商品やパッケージデザイン開発に取り組み、首都圏における外食産業を活用したPR活動や食材提供、さらにはブランド認定品・杵築産品の首都圏販売会を行いました。
今後も首都圏をはじめ県内外への継続販売につなげるため、ブランド認定品の拡大や地域産品のブランド力向上に向けさらなる取り組みが必要です。

(6) 世界農業遺産の推進

- ・世界農業遺産の地域で育まれた農林水産物の認知度を高めていく必要があります。七島藪の工芸品をはじめとした農林水産物のブランド力の強化と販路拡大、さらには大分県、構成市町村と連携した取り組みが必要です。

(7) 水産業の振興

- ・一部の漁港施設をストックマネジメント事業で改修することにより施設の保全を図りました。しかし、修繕にまで至らない小規模な箇所もあるため日常点検が必要です。
- ・漁場本来の魚介類生息域の保全を図るため、定期的な海底耕耘事業が望まれます。
- ・新規就業者に対して補助制度を設けましたが、依然として新規就業者、後継者不足の課題があります。

◆これからの基本方針

(1) 水田農業の振興

- ・現状の中規模農家や集落営農組織など地域の担い手を育成しネットワーク化を推進します。
- ・低コスト高付加価値化による水田作物の振興を図ります。
- ・消費者ニーズに応じた新規需要米、業務用米の生産拡大と水田への高収益作物の導入を推進します。

(2) 園芸作物の振興

- ・中核的農家の規模拡大や低コスト生産を目指し、企業的経営農家を育成します。
- ・新規就農、企業参入を推進します。
- ・移植定植や収穫など季節的な労働力不足対策を実施します。

(3) 畜産の振興

- ・増頭や施設整備による企業的経営農家を育成し、産地の維持を図ります。
- ・高能力牛への更新・改良を行います。

(4) 林業の振興

- ・林業従事者の育成と林業技術の向上に努めます。
- ・担い手の育成・確保を図り、椎茸生産額を維持するため、椎茸生産施設等の整備を推進します。
- ・基幹道路となる林道や作業道・作業路の整備をおこなうことにより、木材や椎茸等の生産コストの削減を図り、林業経営の効率化を促進します。
- ・農林業被害減少のため、有害鳥獣捕獲に取り組みます。

(5) 杵築ブランドの強化

- ・新たなブランド品の開発や発掘に取り組み、首都圏をはじめ県内外への積極的なPR活動に取り組み販路の拡大を図ります。
- ・杵築市地域商社である「株式会社きっとすき」と生産者・事業者との連携を強化し、既存商品のブラッシュアップや新商品開発に取り組み県内外への販路拡大を図ります。

(6) 世界農業遺産の推進

- ・世界農業遺産認定の理念に基づき地域で育まれた農林水産物の価値を高め販路の拡大を図ります。
- ・国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会、大分県など関係機関と連携し世界農業遺産の普及、交流人口の拡大を図ります。

(7) 水産業の振興

- ・老朽化した漁業生産基盤である漁港施設を整備し、安全で安心な漁港利用の安定化を図ります。
- ・海底耕耘等を行うことにより、海底の底質改善など漁場の保全や漁獲量の向上を図ります。

- ・ 漁業者の高齢化が進行している中、新規就業時に経営が不安定な漁業者に漁船・漁具等の初期投資に対して補助を行うことにより、新規就業者及び後継者不足の解消を図ります。
- ・ ハモやカキを荷捌き加工処理施設で加工し、地域ブランド化の取り組みにより市内外へ販路の拡大を行い、消費拡大及び漁業関係者の経営改善に努めます。



ブランド認定品：温泉うなぎ 蒲焼・白焼
(日本ギフト大賞 2016 大分賞受賞)



ブランド認定品：ちえびじん純米酒
(Kura Master2018
純米酒部門プレジデント賞受賞)

◆主な取り組み

(1) 水田農業の振興

- ①規模拡大や効率的な農業の推進
 - ・地域の担い手への農地集積
 - ・農業法人・集落営農組織間の連携強化
- ②低コスト農業・経営効率化の推進
 - ・AIなどを活用したスマート農業の導入
 - ・基盤整備による圃場の大規模化、農道整備
 - ・有害鳥獣侵入防護柵の整備
 - ・多収量品種である業務用米の推進
- ③主食用米からの転換
 - ・WCS、飼料用米などの新規需要米の推進
 - ・水田畑地化による園芸品目導入
 - ・企業などとの契約栽培

(2) 園芸作物の振興

- ①規模拡大や低コスト栽培の推進
 - ・施設の新設や遊休ハウスの活用
 - ・共同選果場、パッケージセンターの活用
- ②新規就農や企業参入の推進
 - ・就農研修学校や就農研修制度（ファーマーズスクール）を活用した新規就農者の支援
 - ・企業直営農園の誘致や契約栽培の推進
- ③労働力不足対策
 - ・人材バンク、労働派遣ネットワークの活用
 - ・AIなどを活用したスマート農業の導入
 - ・農福連携による就農者、支援者の確保

(3) 畜産の振興

- ①企業的農家の育成
 - ・規模拡大のための増頭
 - ・施設整備や改修、機械導入支援
 - ・空き畜舎調査や新規就農者へのマッチング支援
 - ・ヘルパー制度の活用
 - ・防疫強化
- ②高能力牛群整備
 - ・優良子牛の導入
 - ・優良交配の実施

(4) 林業の振興

①人材育成の取り組み

- ・ 県の林業研修制度の利用促進
- ・ 造林分野における林業従事者の育成・確保に向けた支援策の充実

②椎茸生産施設等の整備の取り組み

- ・ 椎茸生産施設等の整備に対する支援

③林業経営効率化の取り組み

- ・ 林道開設事業の実施
- ・ 作業道・作業路の整備に対する支援

④有害鳥獣捕獲の取り組み

- ・ 有害鳥獣捕獲に対する支援

(5) 杵築ブランドの強化

- ・ 事業者と連携した人材育成支援
- ・ 商品価値を高める杵築ブランド認定
- ・ ブランド認定品や農林水産物の販路拡大

(6) 世界農業遺産の推進

- ・ 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会、大分県など関係機関との連携活動

(7) 水産業の振興

①水産基盤整備事業

- ・ 老朽化した漁港施設の日常点検による施設の保全

②漁場環境保全創造事業

- ・ 漁場の堆積物除却による水産生物の生息域の確保や海底耕耘等による底質改善の推進

③栽培漁業促進事業

- ・ クルマエビ、マコガレイ、ガザミ、アワビ等の放流を行うことによる資源回復及び漁家所得の向上

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
杵築ブランド認証数 (商品)	0	44	65
農地集積率	35.5%	42.0%	45.0%

2. 地域の活力を生むまちづくり

2-3 商工業の振興

◆前期基本計画の取組

(1) 創業支援事業

- ・「杵築市創業支援事業計画」に基づき、商工会と連携した創業セミナーの開催及び新規創業・開業相談を実施しました。結果として、毎年新規の創業・開業者を創出することができました。
- ・「杵築市新規創業・開業チャレンジ事業補助金募集要領」に基づいた奨励金の支給により、事業者に対して創業・開業当初の資金負担を軽減することができ、事業開始の後押しができました。また、中小企業振興資金融資に係る信用保証料の補助を拡大したことから、事業資金の融資を円滑にすることができました。

(2) 杵築市商工会運営支援事業

- ・商工会が行う市内の小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費の一部を補助することで、杵築市の大多数を占める中小・小規模事業者に対する伴走型支援につながりました。

(3) 地域商社設立事業

- ・特産品を広く発信し、地域産業の振興を図るため、平成30(2018)年4月に株式会社「きっとすき」を設立し、杵築ブランド認定品をはじめとする特産品のPR及び販路拡大を目的とした首都圏での販売会及び外食産業での杵築フェアを開催してきました。また、新たな特産品の発掘や加工品の企画等を実施しました。

◆現状と課題

(1) 創業支援事業

- ・新規に創業又は開業を目指す事業者は増えていますが、創業・開業当初の資金不足を少しでも解消できるような支援が必要となっています。
- ・市内に空き店舗や空き地が増えています。地域の活性化のためにも積極的な事業展開の支援が必要になります。

(2) 商工事業者等支援事業

- ・小規模事業者を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、地域間格差・業種間格差・企業間格差等の競争に負けないように小規模事業者への踏み込んだ経営指導、地域の活性化が必要になります。

(3) 地域商社設立事業

- ・株式会社「きっとすき」は、さらなる地域産業の発展のため、職員体制の充実や経営基盤の強化及び安定を図る必要があります。

◆これからの基本方針

(1) 創業支援事業

- ・新規に創業又は開業を目指す事業者は、事業計画策定のため、市と①経営②財務③販路④人材育成の4項目について相談します。4項目に沿った事業計画を策定した場合に創業・開業時に奨励金を支給します。

(2) 商工事業者等支援事業

- ・商工会と連携し、小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と指導体制の強化を図ります。
- ・商工会による「杵築市わが町消費宣言」を推進し、地元での消費喚起を促します。

(3) 地域商社による杵築ブランド流通戦略

- ・株式会社「きっとすき」を中心に関係機関連携のもと、杵築ブランド認定品をはじめとする特産品のPR及び販路拡大を行い、地域産業の振興を図ります。



創業支援事業者

◆主な取り組み

(1) 創業支援事業

- ・「杵築市創業支援事業計画」に基づく新規創業・開業相談の実施
- ・「杵築市新規創業・開業チャレンジ事業補助金募集要領」に基づく奨励金の支給による新規創業の推進
- ・中小企業振興資金融資に係る信用保証料の補助

(2) 商工事業者等支援事業

- ・商工会が行う市内の小規模事業者に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費の一部を補助

(3) 地域商社による杵築ブランド流通戦略

- ・地域の農林水産品および加工品、工芸品等特産品の総合的な流通・プロモーション支援

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
創業件数（補助金交付件数）	5 件	8 件	7 件

2. 地域の活力を生むまちづくり

2-4 集客・観光の振興

◆前期基本計画の取組

- (1) 観光宣伝事業
 - ・国民文化祭では、観光協会と一般社団法人民族衣裳文化普及協会等と「きものの祭典」を開催し、「Kit-suki きものPR大使」によるPR活動を行うなど県内外に「きものが似合う町」をPRすることができました。
- (2) 観光客誘致事業
 - ・ラグビーワールドカップ 2019 日本大会で大分県を訪れる欧米豪地域をターゲットにした環境整備として、観光案内版の多言語化や地域通訳案内士制度の導入、英語のホームページの作成などを大分県の補助を受けながら実施しました。

◆現状と課題

- (1) 観光宣伝事業
 - ・英語のホームページ等を製作したことにより、外国人観光客に的確な情報発信を行うことができています。
- (2) 観光客誘致事業
 - ・平成 29 (2017) 年の観光客数は前年比 5%増加、平成 30 (2018) 年は 10%の大幅減と、流動的な状況の要因としては韓国の景気悪化等による外国人観光客の減少によるもので、重点的にPRした国民文化祭については一定の成果がありました。
 - ・きもの体験を提供している和楽庵の利用者が約7千5百人と25%の大幅減となり、きもの体験だけではない城下町らしい新たな体験プログラムの商品化に取り組む必要があります。

◆これからの基本方針

4つの柱を軸に事業を実施します。

- (1) 情報発信
 - ・宣伝媒体が多様化する中で、より効果的な方策の活用
- (2) 受入環境整備
 - ・外国人や障がい者など多くの方が安心して楽しめる環境の整備
- (3) 観光消費額増加
 - ・観光客数の大幅増が望みにくい状況で、消費額の増加
- (4) 住民理解
 - ・地域住民が地域の価値を正しく理解するために地域の魅力を伝えるイベントの協働実施

◆主な取り組み

(1) 情報発信

- ・観光パンフレットの適宜見直し、別府・湯布院を中心とした観光施設への配布・設置
- ・ターゲットを絞った効果的な雑誌等の広告宣伝
- ・ホームページやSNSを活用したターゲットへの効果的な情報発信

(2) 受入環境整備

- ・観光案内所3か所（ふるさと産業館・JR杵築駅・市商工観光課）の維持・機能強化
- ・観光ボランティアガイド活動の強化として外国語ガイド組織の設立
- ・城下町の周遊性向上を目指して観光案内板の多言語化整備の充実
- ・無料Wi-Fi環境（現在9か所）整備やトイレの洋式化の充実
- ・多言語音声ガイダンス付きパンフレット（7か国語）の適宜見直し
- ・ドローンを活用したユニバーサルツーリズムの取組の実施

(3) 観光消費額増加

- ・きもの体験に続く城下町らしい体験プログラムの商品化
- ・滞在型観光の推進のため城下町のまちづくり構想の策定、計画の着実な実施
- ・まちあるきクーポンの実施

(4) 住民理解

- ・地元愛の醸成のため、観光イベントを地域住民と緊密に連携しての実施



城下町散策の様子

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
年間観光客入込数（宿泊含む）	1,005,596 人	917,785 人	1,020,000 人

2. 地域の活力を生むまちづくり

2-5 雇用対策の充実

◆前期基本計画の取組

(1) 企業誘致活動事業

- ・「杵築市企業立地促進条例」に基づき4社に対して助成を実施し、市内雇用の促進につながりました。
- ・市内立地企業への訪問及び東京・大阪にある本社への訪問を行い、企業誘致及び増設に関する情報収集等に努めました。

◆現状と課題

(1) 企業誘致活動事業

- ・景気は緩やかに回復しつつも、企業誘致や新規の事業展開には難しい現状から、将来を見据え、企業訪問を積極的に行い情報収集が必要となります。
- ・新規立地が全国的にも減少している状況が続いている中、他市の状況や企業の情勢を踏まえ、杵築市企業立地促進条例の定期的な見直しを行う必要があります。
- ・従来の企業誘致ではなく、新たな職業分野の誘致も必要となります。

(2) 安定した雇用の確保及び環境整備の充実

- ・生産年齢人口の減少により、企業等の働き手不足が深刻化してきており、高齢者・女性・外国人等幅広い人材の雇用対策が必要となります。
- ・外国人雇用が進む情勢を踏まえ、外国人材の受入れ状況等の実態把握及び受入れに伴う環境整備及び生活サービス環境の改善・支援が必要となります。

◆これからの基本方針

(1) 企業誘致活動事業

- ・企業ニーズに迅速に対応するために、日頃から企業訪問や県企業立地推進課との連携を推進していきます。
- ・製造業に限らない業種の誘致に取り組みます。
- ・企業の実情にあった形で杵築市企業立地促進条例の定期的な見直しを行い、企業の立地促進を図ります。
- ・立地企業との連携により継続的な支援を行います。

(2) 就労支援及び雇用に伴う環境整備の充実

- ・働く意欲のあるすべての人々が、個人の能力に応じた仕事に就くことができるよう関係機関と連携し就労支援します。
- ・外国人雇用が進む情勢を踏まえ、外国人材の受入れ状況等の実態把握に努めるとともに、外国人材受入れに伴う環境整備及び生活サービス環境改善・支援に努めます。

◆主な取り組み

(1) 企業誘致活動

- ・「杵築市企業誘致促進条例」に基づく助成
- ・県人会、市人会、各地十王会（杵築高校同窓会）等を通じ、市内外への積極的な企業訪問
- ・市内立地企業への定期的な訪問及び東京・大阪にある本社への訪問
- ・工場跡地・遊休地・空き工場等の情報収集及び提供

(2) 就労支援及び雇用に伴う環境整備の充実

- ・国、県、関係機関と連携した企業説明会やマッチング等の就労支援
- ・市内企業における雇用状況及び外国人材受入れ状況の実態把握
- ・関係機関と連携し、外国人材受入れに伴う環境整備及び生活サービス環境の改善・支援

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
年間誘致件数（増設含む）	1 件	1 件	1 件



誘致企業

3. 豊かな自然と文化を大切にすまちづくり

3-1 土地利用と景観保全の調和

◆前期基本計画の取組

(1) 景観保全事業

- ・景観条例に基づく届出審査の実施により、市民や事業者の景観保全に対する意識向上を図っています。
- ・再生可能エネルギーの立地に伴う乱開発は、再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱に基づく指導・助言を行うことで、予防を図っています。
- ・大規模な土砂搬入による土地の埋立て行為は、住民不安を招くため許可審査の実施により、適正化を図っています。

◆現状と課題

(1) 景観保全事業

- ・景観計画や地区計画など景観保全に関する制度について市民や事業者への認知度が不足しているため、更に周知を行う必要があります。
- ・白砂青松の海岸線や変化に富んだ稜線など豊かな自然を保全・活用する取り組みの充実を図る必要があります。
- ・現状と将来推計を勘案し、市街地の都市機能の充実と郊外部の自然の保全など適正な土地利用が行われるための誘導を図る必要があります。

◆これからの基本方針

(1) 景観保全事業

- ・土地利用については、「城下町と自然と人が共生する暮らしやすいまちづくり」の実現に向けて以下の方針を定めます。
 - ①市街地は、無秩序な拡大を防ぎ、計画的にコンパクトな市街地形成を目指す。
 - ②郊外部は、集落の生活環境の充実、自然と農地の保全をとした土地利用を目指す。
- ・景観については、「豊かな感性を育むことにつながる、地域を磨く景観」を目標に3つの基本方針を定めます。
 - ①空間、地物を磨き上げる
 - ②よい眺めを楽しめる場をつくる
 - ③市民・事業者・行政が力をあわせて、持続的に取り組む

◆主な取り組み

(1) 景観保全事業

- ・ 景観条例に基づく届出審査
- ・ 再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱に基づく指導・助言
- ・ 土砂等の小規模たい積行為の規制に関する条例に基づく許可審査
- ・ 立地適正化計画の策定と計画に基づく届出審査
- ・ 用途地域など都市計画の見直し

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 30 年度)	目 標 値
		R 6 年度
景観条例に基づく届出件数	62 件	70 件



城下町の風景

3. 豊かな自然と文化を大切にすまちづくり

3-2 歴史・文化遺産の保存と活用

◆前期基本計画の取組

- (1) 伝統的建造物群保存地区保存整備事業
 - ・重要伝統的建造物群保存地区選定に向け保存計画策定のため保存審議会や地元説明会等を行い平成29(2017)年11月28日に国から選定を受けました。
- (2) 歴史的風致維持向上計画の策定
 - ・杵築市文化財総合的把握調査を実施し、指定未指定に関わらず、石造物等の文化財が市内のどの辺りに存在するか把握調査を行いました。

◆現状と課題

- (1) 伝統的建造物群保存地区保存整備事業
 - ・高齢化・後継者問題などによる町並みの維持保存が危うくなっている状況において、重要伝統的建造物群保存地区の選定により、国による財政的・技術的な支援を受けて維持保存に取り組む必要があります。
- (2) 歴史的風致維持向上計画の策定
 - ・歴史的な街並み環境の維持向上を目指す具体的な事業計画として「歴史的風致維持向上計画」を策定し、重要伝統的建造物群保存地区保存事業と合わせて活用することで、歴史を軸とした包括的な地域振興を目指す必要があります。

◆これからの基本方針

- (1) 伝統的建造物群保存地区保存整備事業の推進
 - ・重要伝統的建造物群保存地区における地域住民の生活環境の整備、向上が図れるよう保存整備計画を遂行します。
- (2) 歴史的風致維持向上計画の策定
 - ・「歴史的風致維持向上計画」を策定し、重要伝統的建造物群保存地区を核とした周辺部の歴史的な街並み環境の維持向上を目指します。

◆主な取り組み

- (1) 伝統的建造物群保存地区保存整備事業の推進
 - ・国庫補助を活用した修理等の実施
 - ・対象物件の記録保存及びシンポジウムや企画展での紹介
 - ・地域での町並み保存を考えるための保存会設立
- (2) 歴史的風致維持向上計画の策定
 - ・歴史的な街並み環境の維持向上を目指す重点区域を決定するための市内の歴史的風致調査
 - ・計画事業は関係課と連携し検討・調整



重要伝統的建造物群保存地区

◆目標指標

指 標 名	基準値	実績値	目標値
	(H 27年度)	H 30年度	R 6年度
伝統的建築の担い手育成勉強会の開催	0	0回	1回

3. 豊かな自然と文化を大切にすまちづくり

3-3 環境問題への対策

◆前期基本計画の取組

(1) 環境対策

- ・廃棄物の最終処分量の減少への取組として、水分量を減らす目的で生ごみネットの全戸配布等を行いました。容器包装廃棄物を分別収集し、地域における廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用に努めました。
- ・杵築市災害廃棄物処理計画の作成を行いました。
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置転換、適正な維持管理に関する啓発に努めました。

◆現状と課題

(1) 環境対策

- ・資源ごみの分別排出問題として更なるリサイクル処理への排出率向上に努める必要があります。(中身の残存、フタつきのままの排出、もやさないゴミとしての排出がまだ多く見受けられます。)
- ・杵築市災害廃棄物処理計画を作成しましたので、今後は実施マニュアルを作成し、市民への周知の取り組みを行っていく必要があります。
- ・生活排水処理率及び合併処理浄化槽設置後の11条検査受検率が低迷している状況で、そのための周知が必要となります。(適正管理の問題)
- ・プラスチックごみ(レジ袋含む)による海洋汚染が世界的な問題となっており、その対策が必要となっています。



カブトガニの干潟観察

◆これからの基本方針

(1) 環境対策

- ・容器包装廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルを基本とした循環社会づくりに努めます。
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を目指します。
- ・災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保し、早期の復旧・復興に役立てるための実施マニュアルの作成を行います。
- ・公共用水域の水質保全を推進していくため、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への設置転換を図り、生活排水処理率の向上を目指します。

◆主な取組み

(1) 環境対策

- ・ごみ減量化のための広報誌やケーブルテレビなどによる啓発（リデュース・リユース・リサイクルの推進）
- ・マイバック等運動の推進
- ・漂流、漂着ごみの撲滅に向けた発生抑制対策（プラスチック容器等のポイ捨て削減）
- ・杵築市災害廃棄物処理マニュアルの作成
- ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への設置転換の推進
- ・合併処理浄化槽の適正管理の啓発

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
生活排水処理率の向上	57.6%	59.4%	71.6%

4. ひとが育ち、輝くまちづくり

4-1 子育て支援の充実

◆前期基本計画の取組

(1) 母子保健事業

- ・母子手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を交付しました。出産後も訪問指導、乳幼児健診を実施しました。また、子育て支援拠点を利用しての子育て教室も実施しています。
- ・乳幼児健診では栄養士による栄養指導、栄養相談を実施するとともに、離乳食教室も実施しています。

(2) さまざまな保育の提供

- ・病児保育事業、休日保育事業、延長保育事業を推進し実施しました。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の保育提供者の確保と資質の向上に努め、援助会員講習を実施しました。その結果、新たに10名が援助会員となり合計39名となりました。

(3) 保護者の経済的な負担軽減の取り組み

- ・市内保育園の認定こども園化を推進し、3歳以上の幼稚園部門の保育料を、公立幼稚園と同額の最大5000円に設定することで、保護者の3歳以上の保育料負担軽減に努めました。
- ・平成29(2017)年9月から未就学児までであった医療費の無償化を中学生まで拡大し、経済的な負担軽減に取り組みました。

(4) 子育て情報の発信

- ・平成29(2017)年度からスマートフォン用子育てアプリの運用を開始し、各課より毎月子育て支援につながる情報を収集し、子育て情報の発信を行うことで、利用者拡大に努め、現在214件の登録者があります。

(5) 子育て世代包括支援センター『ハートペアルーム』の開設

- ・平成28(2016)年に「ハートペアルーム」を開設し、妊娠期からの丁寧な子育て支援情報の提供や、母子を中心に子育ての困りの把握、出生後や子育て期全般に対して、きめ細やかな相談支援を実施しています。子育てに困難を抱える家庭に対しても、すべての児童が安全に健全に成長できるよう、家庭に寄り添う支援を実施しています。



子育て講座

◆現状と課題

- (1) 母子保健事業
 - ・平成 17 (2005) 年の合併時には、年間児童出生数が 260 人前後で推移していましたが、近年では 200 人を下回る出生数となっています。
- (2) さまざまな保育の提供
 - ・児童数は減少していますが、保育園・こども園への入所ニーズは高く、保育士確保ができずに待機児童が発生しかねない状況になっています。
 - ・生活習慣や食の環境が整っていない貧困世帯に対し、支援が必要となっています。
- (3) 保護者の経済的な負担軽減の取り組み
 - ・保護者の就労形態の多様化に伴い、子育て支援事業に対するニーズも多様化してきています。さまざまな子育て支援事業を実施することで多くのニーズへの対応が求められています。
- (4) 子育て情報の発信
 - ・さまざまな子育て支援事業を実施していますが、その事業内容や利用方法などが広く周知できていません。
- (5) 子育て世代包括支援センター『ハートペアルーム』の開設
 - ・妊娠期や出産後、また育児期において核家族化等の進行により、子育てに悩む保護者が増えてきており、児童虐待や育児放棄などの深刻な状況へつながる事案が増加しています。

◆これからの基本方針

- (1) 母子保健事業
 - ・保護者の経済的・精神的な負担軽減を図り、安心して子育てできる機運を高めることで、次の子を産んでみようとする施策を行います。
- (2) さまざまな保育の提供
 - ・待機児童が発生しないよう、施設と市とが共同して保育士の確保に努めます。
 - ・食事や学習サポート、生活習慣習得の支援等を行います。
- (3) 保護者の経済的な負担軽減の取り組み
 - ・休日勤務、お盆お正月勤務、夜間勤務等の保護者の多様な就労形態においても、子どもの保育を確保する事業を展開していきます。
- (4) 子育て情報の発信
 - ・子育てをしている多くの保護者の方々に SNS を利用し、積極的な子育て情報の発信を行います。
- (5) 子育て世代包括支援センター『ハートペアルーム』の周知と支援強化
 - ・児童虐待などが深刻化することのないよう、多様な専門家が子育て相談に関わり、支援体制をワンストップ化することで子育ての悩みに早期に対応します。

◆主な取り組み

- (1) 母子保健事業
 - ・妊娠期、出産期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊婦健康診査、乳幼児健診、育児教室、訪問指導等の充実
 - ・妊産婦、乳幼児の望ましい食習慣が定着できるよう、食事に関する情報提供等による食育の推進
- (2) さまざまな保育の提供
 - ・子どもが病気でも預けられる「病児保育事業」、日曜日や祝日でも保育を確保する「休日保育事業」、18時を過ぎても保育を行う「延長保育事業」の推進
- (3) 保護者の経済的な負担軽減の取り組み
 - ・3歳未満の第2子以降の保育料の無償化
 - ・中学生までの医療費無料化の継続的な実施
- (4) 子育て情報の発信
 - ・SNSを利用した子育て支援情報発信の充実
- (5) 子育て世代包括支援センター『ハートペアルーム』の周知と支援の強化
 - ・保健師・助産師・社会福祉士等の専門職が各関係機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期までの幅広い相談支援体制の強化（ネットワーク化の確立）
 - ・市報やホームページ、子育てアプリ等を利用したの、ハートペアルームの周知

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
子育てアプリダウンロード数	0 件	214 件	300 件
要保護児童家庭対応ケース件数	70 件	35 件	20 件

4. ひとが育ち、輝くまちづくり

4-2 幼児・学校教育の充実

◆前期基本計画の取組

(1) 読書のすすめ<家庭読書の充実、学校図書館の利活用>

- ・年間を通じて、幼児から児童を対象にしたボランティアによる読み聞かせ活動を実施するとともに保護者への啓発活動にも努めました。また、学校図書館においては、学習・情報収集の場と読書の場としての両面の機能が発揮できるよう環境整備に努めました。

(2) 充実した家庭学習のすすめ<家庭学習の手引き、保護者による手引きの活用>

- ・各学校にて、児童生徒の発達段階に応じた「家庭学習の手引き」を作成しました。手引きには、「どんな学習をどれくらい必要なのか」等、具体的に記載しています。児童生徒だけでなく保護者との共有にも努め、家庭学習の確認やアドバイスする参考資料として配布しました。

(3) 日常実践力を高める「日めくりカレンダー」

- ・児童生徒の健やかな成長を願い作成した標語つきカレンダー「杵築っ子いきいき日めくりカレンダー」を市内小中学校の全学級に配布し、道徳的実践力の育成に努めました。

(4) 個を伸ばす30人以下学級の実現

- ・小3～小6を対象に、全ての学校・学年で30人以下学級となるよう、市独自で少人数指導支援教員を配置しました（小1～小2は県規準により30人以下）。
個に応じた指導・支援ができ、教育効果を高めることに繋がっています。

(5) 学力・体力の向上、ICT機器等の活用

- ・市独自の学力調査を小4～小6、中1～中2で実施することで、児童生徒の学力定着状況を定期的に分析し、授業改善等に役立てることができました。
- ・運動の楽しさと体力向上に向けた特色ある取組（一校一実践）を全校にて実施しました。また、小学校体育専科教員や中学校体力向上推進校による授業公開等を通して、体育指導力の向上に努めました。
- ・各小中学校に電子黒板、タブレット、無線LAN等のICT環境を整備し、ICT機器を活用した授業を実施することにより、情報活用能力の育成を図りました。

(6) キャリア教育・職場体験学習の推進

- ・学習意欲の喚起、職業観、勤労観の育成を目指して、段階的に次のような取組を実施しています。

中学1年生・・・職場訪問学習

中学2年生・・・職場体験学習及び自己肯定感を育むキャリア教育講演会

中学3年生・・・高校調べ、体験入学

(7) 郷土に学ぶ歴史文化巡検

- ・中学校1年生を対象に、郷土の偉人や文化財等について学ぶ歴史文化巡検の実施をしました。

(8) 人が守られる人権教育<学校教育支援センター「ひまわり」>

- ・不登校児童生徒の学校復帰・社会的自立等に向けた支援策として、学校教育支援センター「ひまわり」をきつき生涯学習館（週4日）と山香庁舎内（週1日）で開設しています。教育相談員2名、スクールソーシャルワーカー1名を配置し、不登校傾向にある児童・生徒の学習支援や体験活動を通して、学校復帰や進路実現への支援を行いました。

(9) 学校と地域の連携・協働

- ・市内小学校10校にコミュニティ・スクールを導入し、学校・保護者・地域代表者が学校運営に関わることによって、地域と一体となった特色ある学校づくりに努めました。

(10) 地産地消の推進、食育の普及啓発の推進

- ・学期に1回、地元で獲れたイノシシ肉の献立、毎月1回地場産物を使用した献立等を実施し、市内全小中学校で食育に関する取り組みを行いました。また、栄養教諭による指導訪問を通じて、食育指導に努めました。

◆現状と課題

(1) 新学習指導要領への対応

- ・およそ10年に一度改訂される「学習指導要領」が、令和2（2020）年度から本格実施を迎えます。情報化やグローバル化といった社会的変化が加速度的に進展することを踏まえながら、「生きる力」の意義を改めて捉え直し、特色ある教育活動を通して、「確かな学力・豊かな心・健やかな体」をより一層育むことが求められています。これまでの本市教育の現状と新学習指導要領の趣旨を鑑み、特に、次に挙げる取組を充実させていくことが課題となります。

【確かな学力】

- ①言語活動の充実、外国語やプログラミング教育の充実、ICT機器の活用
- ②家庭との連携による学習習慣の確立等

【豊かな心】

- ①道徳教育、体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等の充実

【健やかな体】

- ①体力の向上、食育の推進、安全に関する指導、心身の健康など

【地域と連携しながらよりよい教育をめざす「社会に開かれた教育課程」の実現】

- ①コミュニティ・スクールの充実
- ②必要な人的又は物的な体制の確保

(2) 個に応じた指導の充実

- ・少人数編成による学習指導を推進することにより、児童生徒の理解や習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を行い、教育効果を高める必要があります。また、特別な支援を必要とする園児や児童生徒に対する、より適切な教育を行うために特別支援教育の充実を図る必要があります。

- ①少人数指導の実施、複式学級支援教員、特別支援教育支援員の活用
(3) 人権教育の充実

・人権が「特別」なことではなく、「あたりまえ」のこととして守られる社会にしていくために、人権教育を生涯学習体系の中にしっかりと位置付けること、人権教育を身近なものとして学習機会を増やしていくことが求められています。また、不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援もより充実させていく必要があります。

- ①部落差別問題に係る系統的な学習の充実
②学校教育支援センター「ひまわり」への支援



ICT 機器を活用した授業



学習風景

◆これからの基本方針

(1) 学力・体力の向上

・ICT を活用した教育を充実し、時代の変化を見据えた教育、個に応じた教育の展開を図ります。

(2) 個を伸ばす少人数指導の実施

・子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。また、幼稚園では預かり保育を実施します。

(3) 人が守られる人権教育

・全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校児童生徒数の減少に向けた取組の充実を図ります。

・学校教育支援センター「ひまわり」では、市内の不登校児童生徒に対して、学習支援や体験活動を行うことにより、自立心や社会性を育み、学校復帰や進路実現に向けた支援を行っていきます。

(4) 学校と地域の連携・協働

- ・コミュニティ・スクール化を進め、学校・家庭・地域が協働して社会総掛かりの教育を行う体制を整えます。

(5) 地産地消の推進、食育の普及啓発の推進

- ・地産地消に取り組むとともに、地域の特性を生かした食生活や食文化の伝承と発展に取り組めます。

◆主な取り組み

(1) 読書のすすめ

- ・家庭読書の充実、学校図書館の利活用

(2) 充実した家庭学習のすすめ

- ・発達段階に応じた家庭学習の手引きの作成、保護者による手引きの活用

(3) 学力・体力の向上

- ・学力調査を活用した指導方法の工夫改善、ICT を活用した授業の充実、一校一実践による体力向上等

(4) 個を伸ばす少人数指導の実施

- ・数学（算数）・英語を中心とした習熟度別指導等、個に応じた指導支援の充実

(5) 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育支援員の活用

(6) キャリア教育、職場体験学習の推進

- ・職場訪問、職場体験学習等の実施

(7) 郷土に学ぶ歴史文化巡検の実施

(8) 人が守られる人権教育

- ・学校教育支援センター「ひまわり」における支援の充実

(9) 学校と地域の連携・協働

- ・コミュニティ・スクールの導入と推進

(10) 不登校に対する未然防止対策の充実、早期発見・早期対応の徹底、学校復帰・社会的自立等に向けた支援の充実

(11) 地産地消の推進、食育の普及啓発の推進

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
コミュニティ・スクールの指定	0%	77%	100%

4. ひとが育ち、輝くまちづくり

4-3 社会教育の充実と生涯学習のまちづくり

◆前期基本計画の取組

(1) 国民文化祭実施事業

- ・20年ぶりの開催となる「第33回国民文化祭・おおいた2018」、「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」において、大分県の掲げる「おおいた大茶会」のテーマのもと、本市も各種イベントを開催しました。

城下町一帯を会場とした「きつき大茶会」をはじめ、「生活芸術の祭典」、「天下御免のどぶろく祭り」、「きつき障がい者芸術文化展」、「山香ふるさとまつり」、「きものの祭典」を催し、国内外から多くの方々が来場しました。

国民文化祭を通して、伝統文化や芸能の重要性の再認識、また観光客誘致による地域振興の発展に繋げることができました。文化祭は終了しましたが、一過性の事業とするのではなく今後も本市の文化や地域振興に役立っていきます。

(2) 市立図書館

- ・昭和53(1978)年の建築で老朽化が著しかった旧館に代わり、かねてより多くの市民から望まれていた新杵築市立図書館を平成30(2018)年3月24日に開館しました。
- ・蔵書数は約10万冊となり、旧館にはなかった学習席、おはなし室、飲食くつろぎエリア等を設置しました。また、自動貸出機、「読書の記録」等の新たな利用者サービスも実施しました。

(3) 地区公民館改修事業

- ・地区公民館は、「小規模多機能自治」の推進を見据え、生涯学習事業への活用に加えた防災や福祉、地域の課題解決や活性化に取り組むための総合的な拠点施設としての環境づくりを行いました。

◆現状と課題

(1) 市立図書館

- ・開館以来、約15.8万人の利用者があり、貸出冊数も約25.6万冊と、以前と比べ大幅な増加となりましたが、開館して間もないことから、利用方法や運営方法等が確立できずに利用者に混乱や不便を招くことがありました。

このような事態を改善するためにも、職員を増員しての人員体制や運営体制の確立が必要です。

(2) 社会教育・生涯学習の推進

- ・少子・高齢化や情報化等の社会・経済情勢の変化に伴い、価値観の多様化が進む中、生涯にわたり自己の生きがい作りの学習のために、ライフステージに応じた学習機会の充実を図る必要があります。
- ・子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変貌していることから、家庭、地域、行政が連携した環境づくりが必要です。
- ・人権が特別なことではなく、あたりまえのこととして守られる社会にするため、人権教育を生涯学習体系の中に位置づけ、差別を排除する人間の育成が必要です。

◆これからの基本方針

(1) 市立図書館

- ・『「出会う」「学ぶ」「変わる」人と人をつなぐ交流の館（ひろば）』を旗頭に、誰でも来やすい図書館、人間力を高める図書館、何かを得て表現できる図書館の実現を目指します。
- ・児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養ううえで重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図ります。

(2) 社会教育・生涯学習の推進

- ・市民の価値観の多様化に伴う生涯学習ニーズに対応するため、ライフステージに応じて自由に学習機会を選択し、学ぶことが出来る生涯学習支援体制の構築や施設整備に努めます。
- ・「杵築市教育立市プラン」に基づき、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを図ります。



図書館

◆主な取り組み

(1) 市立図書館事業

- ・多くの市民が足を向けるようなイベントや図書館事業の実施
- ・利用者に喜ばれる新たなサービスの構築
- ・職員体制や法令整備等の運営体制の確立

(2) 社会教育・生涯学習の推進

- ・ライフステージに応じた各種教室の案内
- ・家庭・学校・地域が連携した「地域協育力」の向上支援
- ・生涯学習の拠点にふさわしい施設整備
- ・人権教育・人権啓発セミナーの開催

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
図書館年間入館者数	24,100 人	88,843 人	90,000 人



図書館内

4.ひとが育ち、輝くまちづくり

4-4 スポーツの振興

◆前期基本計画の取組

- (1) スポーツ合宿誘致
 - ・スポーツ合宿の補助制度を創設し、各種団体への広報を実施し周知に努めました。
- (2) 体育施設整備事業
 - ・総合運動公園整備の検討及び既存の体育施設の改修・修繕を行いました。
- (3) 総合型地域スポーツクラブ支援事業
 - ・総合型地域スポーツクラブの運営やライフステージに応じた支援を行いました。

◆現状と課題

- (1) スポーツ合宿誘致
 - ・合宿利用希望者は多いが、既存体育施設が少なく、希望に添えない状況にあります。
- (2) 体育施設整備
 - ・スポーツ施設はあるが公式規格の施設が少なく、硬式野球、全天候型陸上競技場の要望などがあり、総合運動公園の整備が望まれています。
 - ・施設の老朽化に伴い、改修や修繕が急務となっています。
- (3) 総合型地域スポーツクラブ支援事業
 - ・総合型地域スポーツクラブの自主運営はできるようになっていますが、会員の増加は厳しい状況となっています。

◆これからの基本方針

- (1) スポーツ合宿誘致
 - ・市内の各種事業者と連携し、スポーツ合宿の付加価値や満足度を高め、利用者にとって魅力あるメニューづくりをすることで、積極的な受け入れを進めていきます。
- (2) 体育施設整備
 - ・体育施設の利用者も多いことから既存の施設については、計画的に改修・修繕を行っていきます。
 - ・情報提供機能の充実などによる利用の促進を図ります。
- (3) 総合型地域スポーツクラブ支援事業
 - ・幼時から高齢者まで、市民が日常生活の中で生涯にわたりスポーツに親しみ、連帯感を深め健康で明るい地域社会の形成に寄与するため、総合型地域スポーツクラブの支援を行います。

◆主な取り組み

- (1) スポーツ合宿誘致事業
 - ・ 定期利用者との調整を図り、積極的な合宿利用者の受入や啓発の推進
- (2) 体育施設整備
 - ・ 計画的な改修・修繕
 - ・ 効率的な情報発信による利用の促進
- (3) 総合型地域スポーツクラブ支援事業
 - ・ 総合型地域スポーツクラブの運営支援

◆目標指標

指 標 名	基準値	実績値	目標値
	(H 27 年度)	H 30 年度	R 6 年度
体育施設年間利用者数	290,718 人	301,063 人	350,000 人



チャレンジデー2019

4. ひとが育ち、輝くまちづくり

4-5 人権が尊重されるまちづくり

◆前期基本計画の取組

(1) 教育・啓発活動の推進

- ・人権問題を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者などさまざまな分野における人権課題の解消に向けた教育・啓発の推進のため、市民や職員などを対象に各種講演会・研修会を開催しました。
- ・市報やケーブルテレビ、市公式ウェブサイトなどさまざまな媒体を利用し、啓発を行いました。
- ・人権教育・啓発において指導的な役割を果たすことができるよう、市職員に対する研修を行いました。
- ・人権教育推進員が中心となり、学校教育における人権教育の推進体制及び指導方法などの研修を行いました。
- ・社会教育指導員が中心となり、集会所事業として子どもを対象に英語教室を行いました。

(2) 相談窓口の充実

- ・さまざまな相談があった場合、適切な支援が行えるよう各種研修会に参加し、職員のスキルアップを図りました。
- ・市の主催する講演会の資料などに人権相談窓口の連絡先を掲載し、相談窓口の周知に努めました。

(3) 部落差別解消に向けた人権教育の推進

- ・部落差別解消に向け、差別をなくす運動月間や人権週間期間中、市民を対象に講演会を開催しました。また、差別をなくす運動月間中には、子どもを対象に人権アニメの上映会や子ども人権学習会を開催しました。
- ・隣保館では、地区住民を対象にいきいき寿チャレンジ教室や市民を対象にしたくらしの中の人権講座、人権サポーター講座を開催しました。

(4) 新たな人権問題への対応

- ・国はネットの普及など社会環境の急激な変化に伴い、人権に配慮した社会構築のため、平成 28 (2016) 年に障害者差別解消法など、いわゆる差別解消推進 3 法を施行しました。本市の人権が尊重されるまちづくりをより一層推進するために、さまざまな講演会等で差別解消推進 3 法等を啓発するチラシを作成・配布するなどの啓発を行いました。
- ・性的少数者の理解促進のため、当事者を講師として招き、市民や職員を対象とした講演会を開催しました。

(5) 男女共同参画社会実現

- ・女性に対する暴力をなくすため、女性に対する暴力をなくす運動期間中、市内大型店舗前で、街頭啓発キャンペーンを行いました。
- ・DV 相談に対応するため、相談担当者研修への積極的に参加し、支援が行えるようスキルアップを図りました。

◆現状と課題

(1) 教育・啓発活動の推進、相談窓口の充実

- ・部落差別や女性をめぐる問題、障がい者や高齢者、子ども、外国人、医療をめぐる問題などの課題に加え、性的少数者や犯罪被害者、東日本大震災をめぐる問題など人権問題を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、本市に住む人たちが、地域の一員として、誇りを持った生活を送ることができるよう人権教育の推進、相談窓口の更なる充実が求められています。

(2) 部落差別解消に向けた人権教育の推進

- ・部落差別問題においては、差別や偏見を取り除き、正しい認識を持つための情報提供が必要になります。併せて、平成 28 (2016) 年 12 月に施行された部落差別解消推進法について周知を行っていく必要があります。

(3) 新たな人権問題への対応

- ・人権が尊重されるまちづくりのため、差別解消推進 3 法の周知・啓発を図るとともに、LGBT やインターネットによる人権問題などさまざまな人権問題についても、県や関係機関とも積極的に連携した活動が必要になります。

(4) 男女共同参画社会実現

- ・男女共同参画社会の実現に向けては、教育・啓発活動、就労慣行の改善や子育て等の支援などを通じ、女性が社会参加し、活躍できるよう支援し、性別に関わりなく、個人の能力や個性を発揮できる環境づくりが必要になります。

◆これからの基本方針

(1) 教育・啓発活動の推進、相談窓口の充実

- ・人権尊重社会の実現を基本理念として、市民一人ひとりの人権意識の向上や学校・事業所などでの部落差別問題をはじめとした人権教育の推進に努め、相談窓口の充実を図り、人権問題に関する相談・支援・権利擁護の推進などさまざまな人権施策を総合的に進めます。

(2) 部落差別解消に向けた人権教育の推進

- ・部落差別の解消を人権問題の重要な柱として取り組みます。

(3) 新たな人権問題への対応

- ・LGBTをはじめとした新たな人権問題などにも対応するため、人権が尊重される社会づくりを担える力を持った市民を育成するため、学校教育と社会教育の双方において日常的な人権教育・市町村・教育関係団体と協働した効果的な人権教育を推進します。

(4) 男女共同参画社会実現

- ・女性への暴力を容認しない意識を広く社会に浸透させるとともに、相談、保護、自立支援などの被害者支援体制を充実し、男女共同参画社会実現のための男女平等と人権の尊重を守る環境づくりを進めます。



人権フェスティバル

◆主な取り組み

(1) 教育・啓発活動の推進

- ・部落差別問題をはじめとするさまざまな人権課題の解消に向けた教育・啓発の推進
- ・マスメディア、ICTなどさまざまな手法を活用した啓発の促進
- ・関係課と連携した企業・団体内職員研修の促進
- ・教材・プログラムの開発・整備
- ・人権教育や啓発においてリーダー的役割が果たせるよう市職員研修の充実
- ・人権教育を推進する指導者やファシリテーターなどの人材養成・活用
- ・学校教育における部落差別解消をはじめとする人権教育の推進体制の整備及び指導方法などの充実
- ・社会教育における部落差別解消をはじめとする人権教育の推進体制の整備及び学習活動への支援

(2) 相談窓口の充実

- ・関係機関と連携したさまざまな人権課題に対する相談支援体制の充実

(3) 部落差別解消に向けた人権教育の推進

- ・部落差別解消に向けた施策（部落差別解消推進法の周知、各種講演会の開催やポスター・チラシ等の配布による啓発など）の継続実施
- ・隣保館活動の充実

(4) 新たな人権問題への対応

- ・特定の国籍の外国人に対する憎悪化表現防止につながる多様な文化の尊重意識の啓発促進
- ・性的少数者の理解促進のための啓発
- ・犯罪被害者等の支援のための啓発

(5) 男女共同参画社会実現

- ・女性に対する暴力を予防し、根絶するための広報・啓発活動の促進
- ・配偶者などからの暴力に対する相談・保護・自立支援体制の充実

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
人権問題専門研修受講者数	480 人	560 人	580 人

5. ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

5-1 道路網の維持

◆前期基本計画の取組

- (1) 道路網の維持・整備（道路ストック総点検委託事業）
 - ・道路ストック総点検を実施し、道路施設の現状を把握しました。
 - ・点検結果をもとに修繕計画（長寿命化計画）を策定し、道路施設の予防保全に取り組みました。
- (2) 道路環境の保全（道路維持管理事業）
 - ・小規模集落（杵築市行政区別高齢化率調査による65歳以上の人口比率が50%以上の行政区）において杵築市道路愛護報償金制度により、地域住民と協働し道路環境保全に取り組みました。

◆現状と課題

- (1) 道路網の維持・整備
 - ・本市においては、国道10号や213号、大分空港道路をはじめ、地域内外を結ぶ県道15路線が主要な道路網を形成しています。県道については、一部未改良区間もあり市民生活の利便性・安全性に支障をきたしています。
 - ・本市が管理する市道は総延長約960kmにおよび、道路施設においては、道路橋462橋・トンネル6基等を管理しています。このうち建設後50年を経過する施設が多数あり、老朽化の進行等により大規模な修繕が必要となり、道路交通の安全性を確保できなくなることが懸念されます。
- (2) 道路環境の保全
 - ・過疎化や高齢化の進展に伴い、道路周辺民有地等の草や樹木が繁茂し道路環境保全が難しくなっており、歩行者や車両の通行に支障をきたしています。

◆これからの基本方針

- (1) 道路網の維持・整備
 - ・道路網の充実が、市民生活や産業振興を支える最も重要な社会基盤であり、これからも市内における道路網の維持・整備に努めます。また、国道・県道に関しては、国や県に積極的に働きかけ、道路網の形成を促します。
 - ・道路施設の点検結果より策定した修繕計画をもとに、橋梁・トンネル等の主要な道路施設を計画的に修繕します。
- (2) 道路環境の保全
 - ・杵築市道路愛護報償金制度を活用しながら、地域住民と協働・連携し、道路環境保全に取り組みます。

◆主な取り組み

(1) 道路網の維持・整備

- ・未整備区間の早期解消及び利便性・安全性の向上のための国・県道への要望活動
- ・道路整備による地域の生活環境の改善促進
- ・修繕計画に基づく道路施設の維持修繕

(2) 道路環境の保全

- ・住民自治協議会等との協働・連携による道路環境保全の促進
- ・道路環境保全に関する啓発の実施

◆目標指標

指 標 名	基準値 (H 27 年度)	実績値	目標値
		H 30 年度	R 6 年度
市道改良率	39.4%	40.4%	42.2%



錦江橋完成予想図

5. ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

5-2 地域生活をささえる公共交通の充実

◆前期基本計画の取組

(1) 過疎バス補助金事業

- ・一般路線バスについては、生活交通路線確保の観点から、民間バス事業者に対し継続して運行補助金を交付し、路線存続を図りました。

(2) コミュニティバス運行事業・乗合タクシー事業

- ・コミュニティバス及び乗合タクシーについては、路線や時刻を随時見直し、利便性向上に努めてきました。公共交通総合時刻表を作成し、さらなるサービスに努めました。
- ・山香地域の乗合タクシーをコミュニティバスと統合し、運行コースや便数を増やしたことにより利用者の利便性が図られました。

(3) 鉄道駅舎管理委託事業

- ・駅管理委託を引き続き実施したことにより、往復切符の購入等ができ、駅利用者の利便性を確保することができました。

◆現状と課題

(1) 過疎バス補助金事業・コミュニティバス運行事業・乗合タクシー事業

- ・公共交通空白地域への対策や、高齢者など交通弱者の移動手段として、公共交通ネットワークの整備を進める必要があります。
- ・市民の利便性の向上と運行事業者の事業継続を図るため、路線や時刻の見直し、運行形態の再編にも取り組む必要があります。
- ・自家用車を1人が1台所有する状況となっており、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、民間事業者の経営が悪化しています。これに伴い、市の財政負担も増加傾向にあることから、効率的で効果的な運行方法を検討する必要があります。
- ・JR利用者も若干の減少傾向にあるため、公共交通機関や観光関係団体と連携し利用促進を図る必要があります。

(2) 鉄道駅舎管理委託事業

- ・駅利用者の利便性を確保するためにも、引き続き駅管理委託を実施する必要があります。

◆これからの基本方針

(1) 過疎バス補助金事業・コミュニティバス運行事業・乗合タクシー事業

地域住民と事業者と行政の協働による持続可能な「つかう・つなぐ・つづける」地域交通の推進

①公共交通の利用促進

- ・路線バスやコミュニティバスの利用増進に向け、市民の公共交通の利用に対する意識啓発に努めます。

②運行情報のさらなる向上

- ・鉄道や路線バスなどの公共交通が1つの地域公共交通網となるよう運行情報の一元化や交通結節点などの機能改善を図ります。

③費用効果のバランスがとれたサービスの推進

- ・利便性と経済性のバランスがとれた持続可能な公共交通の運営を図り、市民の公共交通に対する満足度の向上と財政負担増加の抑制に努めます。



コミュニティバス



コミュニティバス

◆主な取り組み

(1) 過疎バス補助金事業

- ・既存バス路線の維持のための支援（過疎バス補助）
- ・利用促進のための啓発（利用方法などによる意識向上）

(2) コミュニティバス運行事業・乗合タクシー事業

- ・地域交通総合時刻表の向上（情報一元化、乗り継ぎ利用促進）
- ・利便性を高めるためのサービスの見直し（ユニバーサルデザインの導入等）
- ・運行形態の見直し（路線統合等）
- ・交通機関などとの連携強化（チケット販売や観光イベントの実施等）

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
コミュニティバス年間利用者数	32,585 人	29,178 人	40,000 人

5. ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

5-3 上・下水対策の充実

◆前期基本計画の取組

(1) 上水道

①杵築浄水場の建設

- ・住民サービスに直結する料金高騰を抑制すべく、今後の給水人口減少等も視野に入れた上で、新浄水場の規模縮小や現浄水場のリノベーション（耐震化含む）、新たな水源確保等の方策について費用対効果を再検討しました。
- ・平成 30（2018）年度に 2 か所の試掘ボーリングを実施しました。

②簡易水道事業の上水道事業への統合準備

- ・簡易水道 7 事業のうち相原簡易水道を平成 30（2018）年度に統合しました。

③上水道のアセットマネジメントによる施設の更新計画作成

- ・アセットマネジメントによる施設の更新計画のため、水道管路情報システム構築業務委託を令和元（2019）年からの 2 ヶ年事業として実施しています。

(2) 下水道

①下水道のストックマネジメントによる施設の計画的保全

- ・平成 29（2017）年度末にストックマネジメント計画を作成し、令和元（2019）年度から事業を実施しています。

②立石地区農業集落排水施設の特定期間保全公共下水道への統合準備

- ・平成 30（2018）年度、九州農政局と立石処理区の農業集落排水財産処分について事前協議を行い、特定期間保全公共下水道については事業計画の変更を行いました。

③雨水ポンプ場の建設（内水対策）

- ・北浜雨水ポンプ場、仮設大内山雨水ポンプ場が令和元（2019）年度に完成しています。

④下水道・農業集落排水への加入促進

- ・新規供用開始地域の世帯に対し、下水道接続の依頼を行いました。また、毎年 9 月の「下水道の日」には大型店舗前及びケーブルテレビにて広報活動を実施しています。

◆現状と課題

(1) 上水道

①杵築浄水場の建設

- ・新浄水場の建替計画が進んでいましたが、近年頻発している風水害や巨大地震発生に備えた、老朽化設備等（配水管等）の更新の必要性を求める声が増えてきました。しかし、これらの更新には多額の経費がかかることから、水道料金の大幅値上げが伴います。

したがって、住民サービスに直結する料金高騰をできるだけ抑制するため、新浄水場建設を一時中断し、新浄水場の規模縮小や現浄水場のリノベーション（耐震化含む）、新たな水源確保等の方策についての費用対効果を検討中です。

②上水道のアセットマネジメントによる施設の更新計画作成

- ・給水人口の減少に加え、節水技術の向上や節水意識の高まりにより、有収水量の減少が確実視される中、経営状況が厳しさを増すことが懸念されます。今後は、アセットマネジメント等をもとにした経営戦略を策定し料金改定も見据えた経営の見直しや民間委託、市町の枠を超えた広域連携についても検討することが喫緊の課題となります。

(2) 下水道

①下水道のストックマネジメントによる施設の計画的保全

- ・杵築地域の下水道事業は、平成 12（2000）年 3 月に供用開始し計画区域 390ha で事業を行っています。今後は、平成 29（2017）年度に策定したストックマネジメント計画に基づき終末処理場、ポンプ場、管渠のストックマネジメントに取り組むとともに平成 27（2015）年度に策定した耐津波計画に基づき処理場の耐津波化に取り組んでいきます。その他、令和元（2019）年度から全体計画区域の見直しを検討しています。

②立石地区農業集落排水施設の特定環境保全公共下水道への統合準備

- ・山香地域の下水道事業は、平成 13（2001）年 3 月に供用開始し計画区域 132ha で平成 26（2014）年度に整備を完了しました。今後は杵築地域同様ストックマネジメント計画に基づいたストックマネジメントに取り組んでいきます。また、令和 4（2022）年度立石地区農業集落排水施設を特定環境保全公共下水道に統合することを目指します。

③雨水ポンプ場の建設（内水対策）

- ・雨水の排水計画については、自然流下による排水が困難な区域にポンプ場を建設していく予定で令和元（2019）年度に北浜雨水ポンプ場、仮設大内山ポンプ場が完成しました。

④下水道・農業集落排水への加入促進

- ・立石地区・大田地区・中溪地区で整備されている農業集落排水施設は、平成 4（1992）年度から事業を開始し、平成 16（2004）年度に整備が完了しました。今後は、施設の長寿命化と経費の平準化を図る必要があります。また、立石地区の特定環境保全公共下水道への統合に伴い農業集落排水施設は大田地区・中溪地区のみとなります。人口減少の中ですが、大分県生活排水処理施設整備構想に基づき、加入率上昇を目指します。

◆これからの基本方針

(1) 上水道

- ・ 杵築浄水場の建設については、新浄水場の規模縮小や現浄水場のリノベーション（耐震化含む）、新たな水源確保等の方策についての費用対効果を検討します。方向性の決定後には、安定した継続可能な経営を図るため、施設更新整備計画等を含む経営戦略を策定し適正な水道料金について検討する必要があります。

(2) 下水道

- ・ 公共下水道の未整備地区については、早期に整備していきます。
- ・ 下水道ストックマネジメント事業計画に基づき、処理場（機械器具等）・マンホールポンプ・管渠の改築更新を行います。
- ・ 耐津波に対する杵築終末処理場の強靱工事を実施します。
- ・ 整備地域内の下水道・農業集落排水への加入促進を図ります。



水道管敷設替え

◆主な取り組み

(1) 上水道

- ・杵築浄水場建設見直しに伴う各方式の費用対効果の検討
- ・上水道のアセットマネジメントによる施設の更新計画作成及び経営戦略策定
- ・適正な水道料金についての検討

(2) 下水道

- ・下水道計画区域の見直し
- ・下水道のストックマネジメントによる施設の計画的保全
- ・立石地区農業集落排水施設の特定環境保全公共下水道への統合
- ・雨水ポンプ場の建設（内水対策）
- ・下水道・農業集落排水への加入促進

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値 (※)
		H 30 年度	R 6 年度
下水道加入率（杵築地域）	64.0%	65.3%	74.1%
下水道加入率（山香地域）	58.9%	60.5%	76.3%
農業集落排水加入率	81.0%	80.7%	88.7%

※生活排水処理施設整備構想より抜粋

5. ひと、もの、情報の流れをささえるまちづくり

5-4 情報基盤の充実

◆前期基本計画の取組

・市公式ウェブサイトの年間アクセス数 700,000 件を目標に、各種 SNS の公式アカウントを導入することによりアクセス数の増加を図りました。(H27 (2015) 年度 YouTube、H28 (2016) 年度 Facebook・Twitter、H30 (2018) 年度 Instagram 公式アカウント開設)

また、平成 30 (2018) 年度にさらなるアクセス数の増加を目標に、市公式ウェブサイトのリニューアルを行い、より情報を届けやすいデザインやメニューの構築、また、職員が容易に情報を発信できるようにするため、市公式ウェブサイトを構築する CMS を、LGWAN-ASP サービスに変更し改善を図りました。

◆現状と課題

(1) 杵築市公式ウェブサイト等運営事業

- ・市公式ウェブサイトの年間アクセス数は、H27 (2015) 年度で約 310,000 件、H30 (2018) 年度では約 380,000 件と市公式ウェブサイトリニューアルで徐々に増えていますが、目標値には達していません。また、YouTube、Facebook、Twitter の情報登録件数は、合計約 600 件と横ばいとなっています。
- ・市公式ウェブサイトのリニューアルや各種 SNS を導入しましたが、アクセス数、登録数を増やすためにも、市内外の方が見たいと思う必要な情報に更新する必要があります。

(2) ICT 利活用

- ・ICT の急速な進化に伴い、オープンデータの推進や行政手続きの原則オンライン化の推進等の ICT を利活用した住民サービスの向上が求められています。
- ・行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤としてマイナンバー制度が導入され、行政手続きのワンストップサービスを実現できる環境の整備拡充及びマイナンバーカードの普及促進が必要となっています。

(3) ケーブルネットワーク網の整備促進

- ・ケーブルネットワーク網は、難視聴対策、民間では対応できない地域での高速インターネットサービスの提供など、移住対策、企業誘致には欠かせないものとなりましたが、センター機器や伝送路機器の老朽化が進んでおり、機器の更新を行う必要があります。

◆これからの基本方針

(1) 杵築市公式ウェブサイト等運営事業

- ・市公式ウェブサイトや各種SNS（Facebook・Twitter・Instagram・LINE等）を活用し、常に新鮮な情報をアップし、杵築市の魅力を広くアピールできるよう、職員の情報発信力を向上させるための体制の整備を図ります。
- ・各種行政手続きがオンラインで行えるよう、市公式ウェブサイトやマイナポータル等の活用を検討し、サービスの向上を目指します。

(2) ICT利活用

- ・地域の活性化や諸課題の解決に資するため、行政情報のオープンデータ化、官民データの活用を推進します。
- ・マイナンバーカード普及促進のため、コンビニ交付サービスやマイキープラットフォームの活用を検討します。
- ・各種情報システムのクラウド化やIoT・AI・RPAなどのICTを活用した行政事務効率化を検討し、行政コストの削減、住民サービスの向上を目指します。
- ・保有する市民の個人情報等を守りつつ、行政サービスを提供するため、情報セキュリティ対策のレベルを強化するとともに、職員の情報リテラシーの向上を図ります。

(3) ケーブルネットワーク網の整備促進

- ・ケーブルネットワーク網の更新をFTTH化で行うにあたり、FTTH網の空き回線の民間貸し出しやIoT・AI・RPAなどのICTを活用したサービスの提供を検討します。



ケーブルテレビ

◆主な取り組み

- (1) 杵築市公式ウェブサイト等運営事業
 - ・ 広報広聴委員会の体制強化
 - ・ 職員による情報発信力の向上
 - ・ ウェブアクセシビリティの推進
- (2) ICT利活用
 - ・ 行政情報のオープンデータ化
 - ・ AI・RPAなどの活用による行政事務の効率化の検討
 - ・ 情報セキュリティ対策の向上
- (3) ケーブルネットワーク網の整備促進
 - ・ ケーブルテレビ網光ケーブル化（FTTH化）の更新
 - ・ FTTH網の空き回線の民間貸し出し
 - ・ IoT・AI・RPAなどのICTを活用したサービスの提供

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
市公式ウェブサイトへのアクセス件数	311,388 件	345,353 件	500,000 件

6. コミュニティの発展をささえるまちづくり

6-1 コミュニティ協働の推進

◆前期基本計画の取組

(1) 住民自治協議会の支援

- ・人口減少、少子高齢化が進む中、地域の課題解決のため、住民が行政や関係機関と協働して、生涯学習、地域づくり、地域福祉などの分野事業を推進してきました。

(2) 学生チャレンジ事業

- ・元気で活力あるまちづくりを目指すために、地域の課題を若い世代の力やアイデアで解決するため、学生等が自ら企画提案により実施する公益性の高い事業に要する経費の一部に対し、補助金を交付しました。

◆現状と課題

(1) 住民自治協議会の支援

- ・市内全域において、概ね小学校区を基本単位とした住民自治協議会の設立に取り組み、平成 22 (2010) 年度までに 13 協議会が発足し、杵築・山香・大田地域のそれぞれの地域性を活かした取り組みを行っています。平成 27 (2015) 年度から人口割、事業割により交付金額を見直し、生涯学習事業のほか、地域防災事業や地域づくり、地域分野の事業にも着手し、積極的に取り組む住民自治協議会、試行的に取り組む住民自治協議会、機運醸成に取り組む住民自治協議会の 3 つに分類し、活動の幅を広げています。

活動を行ううえで、地域課題の検討・市へ提言など、地域が抱える問題解決に向けた取り組みが重要となっています。

(2) 学生チャレンジ事業

- ・ジュニアリーダー、子ども歴史探検隊、高校生など幅広い年齢層の子どもたちからの企画立案による事業を募集していく必要があります。



向野コミュニティセンター

◆これからの基本方針

(1) 住民自治協議会の支援

- ・地域におけるまちづくり、課題等の認識・解決相互補完による活動の充実化のため、住民自治協議会活動を支援し、まちづくりの中心的役割を担っていけるよう、財政・人的支援や協議会相互の協力体制を整え、市と協働のまちづくりを図ります。
- ・地域住民が主体となって、行政などとの協働によるまちづくりを推進します。また、住民自治協議会相互の連携が図られるようネットワークづくりにも取り組みます。
- ・高齢者から子どもまでがふれあうことのできる活動の拠点となる環境の構築により、子どもの見守りや高齢者の健康増進による介護予防など、住み慣れた地域のコミュニティ形成に寄与することができます。

(2) 学生チャレンジ事業

- ・市内外の学生（市内居住・市内通学・市内出身の中学生・高校生・大学生等）、若年層の目線で、人口定着や交流人口の増加、地場産業の活性化など、地方創生をテーマに課題・解決策を提案してもらい、市の取り組みにつなげます。

◆主な取り組み

(1) 住民自治協議会の支援

- ・住民と行政等による地域の課題解決のための協働の推進
- ・地域による生涯学習、地域づくり、地域福祉などの分野事業の推進

(2) 学生チャレンジ事業

- ・地域の課題解決のため若い世代の力やアイデアの募集
- ・学生等による公益性の高い事業に要する経費の一部助成

◆目標指標

指 標 名	基準値 (H 27 年度)	実績値	目標値
		H 30 年度	R 6 年度
自治協活動参加人数（延べ人数）	15,475 人	21,200 人	36,000 人



男性料理教室

6. コミュニティの発展をささえるまちづくり

6-2 空き家対策の充実

◆前期基本計画の取組

(1) 空き家等適正管理事業

- ・平成 30（2018）年度に市内全域で空き家調査を行い、空き家の戸数と老朽化度合いの判定に努めました。また、調査の結果判明した空き家所有者に対して、適正な管理を依頼する文書を発送しました。さらに、周囲の環境に悪影響を与える可能性のある危険な空き家に対しては、特定空き家に認定し、補助金を適用して除却に努めました。

(2) 空き家バンク登録謝金制度

- ・市内全域の空き家調査の結果判明した所有者に対して、適正な管理を依頼する文書を発送する際に、空き家バンク担当課が作成した空き家改修補助金と報奨金の贈呈に関する内容を記載した文書を同封し、制度の周知と空き家バンク登録件数の増に努めました。

◆現状と課題

(1) 空き家等適正管理事業、空き家バンク登録謝金制度

- ・平成 28（2016）年度から空き家解体に対する補助金を活用し危険家屋の除却に努めていますが、実際は除却する以上に空き家が増えています。

空き家戸数を減少させるためには、危険な空き家の除却に努めることも重要ですが、それにも限界があります。

今後は空き家を危険家屋にさせないように、除却よりも有効活用に重点を置き取り組みを進めていかなければ、空き家戸数の減少につながらないと考えます。

空き家バンクの登録謝金制度の周知により登録件数は増えてきているので、引き続き空き家バンク担当課との連携が重要となります。

◆これからの基本方針

(1) 空き家等適正管理事業、空き家バンク登録謝金制度

- ・「空き家」を「危険家屋」にさせないように所有者に適正管理を促し、活用が見込める空き家については空き家バンク登録謝金制度を周知し、空き家バンク担当課と連携し有効活用につなげる必要があります。

◆主な取り組み

- (1) 空き家等適正管理事業
 - ・空き家等の適正管理の推進
 - ・空き家所有者への管理の周知
- (2) 空き家バンク登録謝金制度
 - ・空き家バンクへの登録啓発
 - ・空き家バンク登録謝金制度の周知

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
空き家戸数	684 戸	833 戸	800 戸



貸古民家「月亭」

6. コミュニティの発展をささえるまちづくり

6-3 市民交流・都市間交流・国際交流の推進

◆前期基本計画の取組

(1) 地域おこし協力隊設置事業

- ・人口減少や高齢化が進む中、都市住民を受入れ地域協力活動に従事させる地域おこし協力隊を設置しました。また、任期終了後も継続して地域協力活動を行いながら、本市への定住・定着を図りました。

◆現状と課題

(1) 都市住民の受入れ

- ・人口減少や高齢化が進む中、移住を視野に入れ、新しい担い手としての都市住民の受け入れが必要になってきます。

(2) 近隣自治体との協働

- ・「豊の国千年ロマン観光圏」での観光周遊の取組、近隣職場への勤務・通勤など、市域をまたぐ、「ひと・もの・情報」の流れが活発になって久しいものの、交通インフラが整備されていなかったため、文化的・政策的に疎遠な状態が続いていました。昨今はICT環境の整備や自転車を軸にした周遊が生まれつつあり、疎遠状態を解消し、市域を超えた連携の重要性が高まっています。

(3) 草の根国際交流

- ・本市は姉妹都市や友好都市といった特定の国際交流先を持っておらず、交流のきっかけづくりが課題です。本市を訪れる外国人の多くが、ツアーバスによる城下町地域への短時間の観光客となっている一方で、大田地区に所在する旅行会社のように、国東半島地域を周遊し、農業、歴史等の文化交流をする長期滞在が人気を博し、リピーター客を獲得しています。また、本市の飲食店等受け入れる側の外国語対応水準も十分とはいえないレベルとなっています。



地域の作業風景

◆これからの基本方針

(1) 都市住民の受入れ

- ・新しい担い手として、移住を視野に入れた都市住民の受け入れを行っていきます。

(2) 近隣自治体との協働

- ・共通して抱える問題に取り組むためには、課題意識の共有、事業の広域実施、自治体間職員及び市民の交流の場づくりが必要です。

(3) 草の根国際交流

- ・交流のきっかけづくりに重きを置き、草の根レベルでの交流や相談にも、積極的に応じていきます。
- ・観光客に留まらず、技能取得や人材としての外国人人材の受入れを、国の政策に倣って進めていきます。本市の受入れ環境、体制構築のための英語を中心とした言語対応強化を図ります。

◆主な取り組み

(1) 都市住民の受入れ

- ・移住体験事業の推進
- ・移住者による地域活性化の推進

(2) 近隣自治体との協働

- ・広域連携に取り組む既存の協議会（豊の国千年ロマン観光圏、国東半島振興対策協議会等）で連携事業を推進
- ・トライアル&エラーによる実経験、実績により、関係性を構築

(3) 草の根国際交流

- ・大分県と連携した観光等の体験プログラムなど積極的な受入れ体制を整備
- ・SNS等を通じて寄せられる相談への「観光おもてなし宣言」の精神での対応促進
- ・大学との連携協定を活用した中学生以下の児童生徒、幼児を対象に外国語に触れる機会の創出

◆目標指標

指 標 名	基 準 値 (H 27 年度)	実 績 値	目 標 値
		H 30 年度	R 6 年度
国東半島 4 市町の交流人口数 (大分県算出値)	4, 243, 436 人	4, 415, 841 人	4, 500, 000 人



外国語版母子手帳

參考資料

◆用語解説

あ行

用 語	解 説
IoT	Internet of Things の略称で、様々なモノがインターネットに接続すること。「モノのインターネット」といわれる。
ICT	Information and Communication Technology の略称で、PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や情報通信技術の総称のこと。
アセットマネジメント	公共資産の管理・運用する業務のこと。
RPA	Robotic Process Automation の略称で、定型業務をコンピュータを利用し自動化を図ること。
稲発酵粗飼料(WCS)	Whole Crop Silage の略称のことで、稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料のこと。
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障害者など、心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブで提供される情報を利用できること。
AI	Artificial Intelligence の略称で、知的ふるまいをソフトウェアを用いて人工的に行うこと。
SNS	Social Networking Service の略称のことで、インターネットを通じて、場所にとらわれず利用者同士のコミュニケーションを実現すること。 SNS には、Facebook や Twitter (情報や意見交換)、Instagram (写真の投稿によるコミュニケーション)、YouTube (動画の投稿によるコミュニケーション) がある。
NPO	Nonprofit Organization の略称で、様々な社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。
FTTH 化	Fiber To The Home の略称のことで、光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込むアクセス系光通信の網構成方式のこと。
LGBT	Lesbian (レズビアン：女性の同性愛者)、Gay (ゲイ：男性の同性愛者)、Bisexual (バイセクシャル：両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー：こころの性とからだの性との不一致) のこと。

用語	解説
LGWAN-ASP サービス	国や地方自治体等の限られた団体しか接続できないネットワーク上に構築された専用のウェブサービスのこと。
おおいた歩得	大分県が提供する日常のウォーキングや健診などによってポイントが付与される健康アプリのこと。

か行

用語	解説
刑法犯認知件数	刑法犯のうち、被害届や告訴、告発、その他の手がかりにより、その犯罪の発生を警察が認知した事件数のこと。
ゲートキーパー	「命の門番」とも位置付けられ、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
子育て世代包括支援センター	妊婦、出産、子育て期の各期を通じ、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行うこと。
コミュニティ・スクール	保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組や考え方を有する形態の学校のこと。

さ行

用語	解説
差別解消推進3法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」のこと。
CMS	Contents Management Systemの略称（日本語では、コンテンツ管理システム）のことで、コンテンツ更新・管理を効率よく行なうためのシステムのこと。
自主防災組織	自助、共助の観点から、地域の住民同士が協力して自発的に結成する組織のこと。

用語	解説
小規模多機能自治	小規模ながらも、様々な機能をもち、地域内のことを「自ら考え、決定し、実行」する住民自治の仕組みのこと。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門の人のこと。
ストックマネジメント	下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。
全世代対応型	育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、様々な相談・支援を一体的に行うこと。
総合型地域スポーツクラブ	様々なスポーツを愛する幅広い世代の人々が、各自の志向・レベルに合わせて参加でき、自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

た行

用語	解説
地域包括ケア	「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方のこと。
特定空き家	倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害、著しく景観を損なっている、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のこと。
DV(ドメスティックバイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力のこと。
ドローン	無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機のこと。

な行

用語	解説
ネバーエンディングノート	自分に“もしも”があったときのために、自分に関するさまざまな情報をまとめておくノートのこと。 市オリジナルで作成したノートです。

は行

用語	解説
バイタル情報	「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方のこと。
BMI	倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害、著しく景観を損なっている、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のこと。
病児保育事業	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力のこと。
ファミリーサポートセンター事業	無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機のこと。
フレイル	加齢とともに運動機能や認知機能が低下してきた状態のこと。

ま行

用語	解説
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常のうち、2つ以上の症状が一度にでている状態のこと。

わ行

用語	解説
ワンストップ化	行政が関連する手続きの窓口を一本化すること。

政推第1017号
令和元年9月27日

杵築市総合計画審議会
会長 平田純一様

杵築市長 永松 悟

第2次杵築市総合計画「後期基本計画」(案)について(諮問)

人口減少社会の到来や少子高齢化が進行する中、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため策定する第2次杵築市総合計画「後期基本計画」について、杵築市総合計画審議会条例(平成18年杵築市条例第3号)第2条の規定により諮問します。

令和2年2月26日

杵築市長 永松 悟 様

杵築市総合計画審議会
会長 平田 純 一

第2次杵築市総合計画「後期基本計画」(案)について(答申)

令和元年9月27日付け政推第1017号で諮問のありました、第2次杵築市総合計画「後期基本計画」について、当審議会において審議を重ねた結果、適当と認めましたので、杵築市総合計画審議会条例(平成18年杵築市条例第3号)第2条の規定により答申します。

なお、計画の遂行にあたっては、下記事項に配慮されますよう意見として申し添えます。

記

1. 本計画を効果的に推進するため、これまでの計画の施策・取組を十分に踏まえつつ、市民にまちづくりの目標をわかりやすく示すとともに、その進捗状況についても広く情報共有に努めること。
2. 厳しい財政状況の中にありますが、各施策の成果を的確に把握し、継続的に取組内容の改善を図りつつ、分野横断的な視点で施策間の相乗効果を生み出し持続あるまちづくりの推進に取り組むこと。
3. 多くの地域資源を次の世代に引き継ぐために、市のイメージアップや地域への愛着と誇りの醸成に取り組むこと。

杵築市総合計画審議会委員名簿

(敬称略：50音順)

番号	氏名	役職	備考
1	石田 順一	杵築市教育委員会 教育長職務代理者	
2	糸永 省三	杵築市区長連合会 会長	
3	上田 正敏	大分県農業協同組合 東部事業部副統括部長	
4	上野 喜一郎	杵築市障がい児スポーツレクリエーション教室指導者	
5	宇都宮 八重子	杵築市女性団体連絡会議 会長	
6	梅田 浩司	杵築市PTA連合会 会長	
7	大蔵 賢	地域商社 株式会社 きっとすき 社長	
8	小倉 倫子	きつき小町会 代表	
9	小野 義美	杵築市議会 総務常任委員長	
10	小畑 たるみ	NPO法人 子どもサポートにつこにこ 理事長	
11	小俣 玲子	健康長寿あんしん課 課長	
12	河野 由紀子	子ども子育て支援課 課長	
13	岳本 希世子	移住者代表 (地域おこし協力隊OG)	
14	中根 隆文	大分県漁業協同組合杵築支店 運営委員長	
15	錦 紀子	杵築市母子保健推進員	
16	二野瀬 藤男	杵築市老人クラブ連合会 会長	
17	浜田 みほ	大分県東部振興局 地域振興部長	
18	平田 純一	立命館アジア太平洋大学国際経営学部 教授	会長
19	真砂 矩男	杵築市商工会 会長	副会長
20	三浦 孝典	杵築市観光協会 事務局長	
21	矢守 和枝	NPO法人 道しるべ 理事長	

第2次杵築市総合計画後期基本計画

令和2(2020)年4月発行

編集・発行 杵築市役所企画財政課

〒873-0001 大分県杵築市大字杵築 377 番地 1

T E L 0 9 7 8 (6 2) 1 8 0 4

F A X 0 9 7 8 (6 2) 3 2 9 3
